
宮古市東日本大震災復興計画

【基本計画(素案)】

平成 23 年 8 月 18 日

宮 古 市

目 次

第 1 はじめに	1
（ 1 ） 復興計画策定の目的	1
（ 2 ） 復興の理念	2
（ 3 ） 復興計画の構成	4
（ 4 ） 復興計画の位置づけ	5
（ 5 ） 復興計画の期間	6
（ 6 ） 計画の見直し	6
第 2 復興のグランドデザイン	7
（ 1 ） 減災の考え方に基づく複合的な防災まちづくり	8
（ 2 ） 安心と活力を生み出す土地利用の促進	11
（ 3 ） 日常生活等を支え災害時には命を守る交通網の形成	12
（ 4 ） 命を守り、生活を支える公共施設の充実・強化	13
第 3 分野別の取り組み	14
（ 1 ） 「すまいと暮らしの再建」関連	15
（ 2 ） 「産業・経済復興」関連	31
（ 3 ） 「安全な地域づくり」関連	47
第 4 復興重点プロジェクト	60
（ 1 ） すまいの再建支援プロジェクト	60
（ 2 ） みなとまちの産業振興プロジェクト	60
（ 3 ） 森・川・海の再生可能エネルギー開発プロジェクト	60
（ 4 ） 防災拠点の形成プロジェクト	61
（ 5 ） 情報伝達システムの再構築プロジェクト	61
（ 6 ） 災害記憶の伝承プロジェクト	61
第 5 地域別復興まちづくりの方向性	62
（ 1 ） 地域区分	62
（ 2 ） 地域別復興まちづくりの方向性	62
第 6 復興を推進するために	64
（ 1 ） 復興推進にあたっての基本的な考え方	64
（ 2 ） 個別取り組み等	64

第 1 はじめに

(1) 復興計画策定の目的

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分頃、三陸沖を震源として発生した「東北地方太平洋沖地震」は、観測史上国内最大のマグニチュード 9.0 を記録し、市全域にわたり震度 5 弱から 5 強の非常に大きな揺れが生じました。

この地震により、本市を含む太平洋沿岸部の広い範囲に、千年に一度とも言われる我々の想定を遥かに凌ぐ大津波が襲来し、多くの尊い命や貴重な財産が奪われました。

本市では、震災から 5 ヶ月後において、死者が 518 名、行方不明者が 124 名を数え、全壊、半壊を合わせた家屋の倒壊が 4,675 棟となるなど甚大な被害を受けています。

田老や重茂などの地域では、過去の地震や津波の教訓から対策を講じてはいましたが、大津波によって、まちが一瞬のうちにして壊滅的な状態となり、さらに、中心地や宮古湾に面した地域においても、過去に例を見ないほどの被害を受けています。

このように、かつて経験したことがない災害に見舞われましたが、これまで幾度となく津波被害から立ち上がってきた先人に学び、我々もこの災害に屈することなく復興に向けて立ち向かっていかなければなりません。

このため、宮古市東日本大震災復興計画（以下、復興計画という。）は、本市に関わる全ての人々が一丸となって復興に取り組むための指針となり、また、多岐にわたる復興対策を迅速かつ効率的に実施するための総合的な計画として策定するものです。

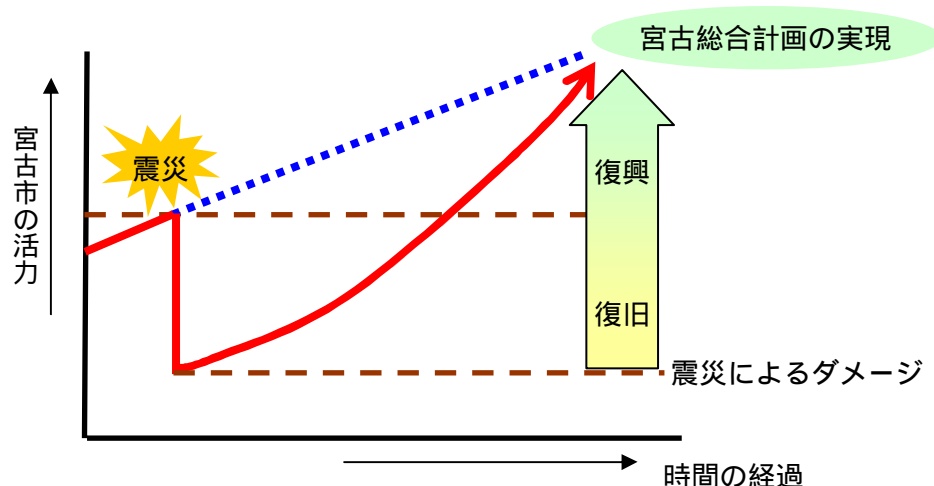
(2) 復興の理念

早期の復旧と、さらなる発展を目指した復興

震災直後から、避難所の運営や仮設住宅の建設など被災者の当面の生活を支えるための取り組みや、災害廃棄物の処理、公共土木施設及びライフラインの復旧など都市機能を回復するための取り組みなど、緊急を要する復旧活動を優先して行ってきました。

しかし、これからは、復旧はもとより復興に向けた取り組みを加速させ、さらに、本市の発展に向けて取り組む必要があります。

このため、市の最上位計画である宮古市総合計画に掲げている都市の将来像(「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち)の実現を視野に入れた復興の取り組みを進める必要があります。



市民の総力をあげた復興

本市の復興は、復興計画のもと、市民、地域自治組織、市民活動団体、企業・事業者など本市に関わる全ての人々が、国、県や公共的機関との連携・協力のもと、総力を結集して進めなければなりません。

さらに、全国各地、世界各国からの支援のつながりを活かし、より多くの参画と協働による広がりのある復興を目指します。

全市一体となって取り組む復興

震災により被害を受けた沿岸部には、これまで市勢の発展を支えてきた中心市街地や、基幹産業である水産業の拠点となる宮古港などがあります。

このため、本市にとって被災地域の復興は、市勢の発展にも大きく寄与するものであることから、内陸部との連携を含め全市一体となった復興に取り組めます。

復興に向けた基本的な考え方

本市では、平成 23 年 6 月 1 日に策定した宮古市震災復興基本方針において、以下の 2 点を基本的な考え方として位置づけています。

市民生活の安定と再建を図ります。
安全で快適な生活環境の実現を図ります。

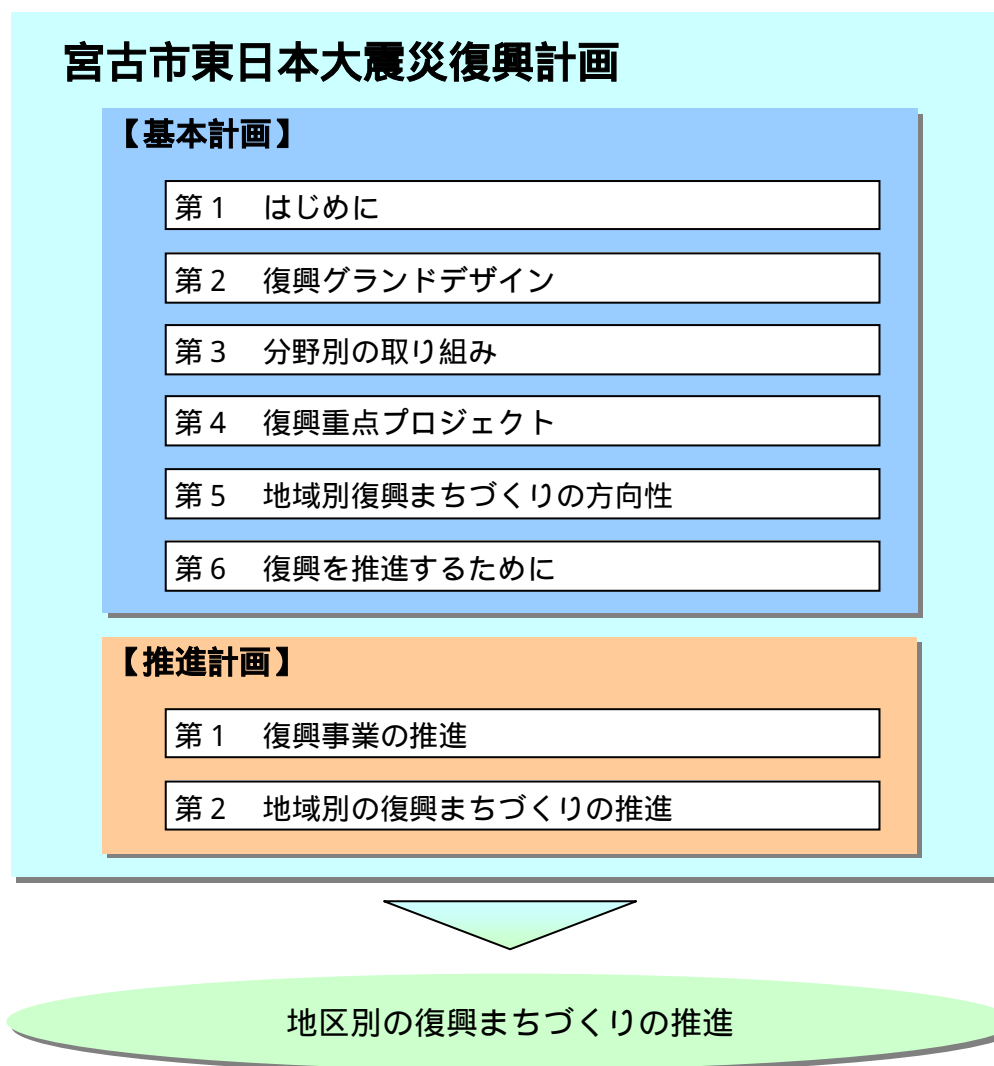
この考え方に基づき、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」を復興の柱とし、復興に向けて取り組みます。

目標	内容
すまいと暮らしの再建	安心して暮らすことができる住まいの確保のほか、雇用、保健・医療、福祉、教育などあらゆる面から、被災者のすまいと暮らしの再建に向け取り組みます。
産業・経済復興	甚大な被害を被った水産業、商工業をはじめ、農林業など各産業の復興に向けた取り組みを支援するとともに、本市の産業振興を図るうえで重要な位置を占める港湾の復興・再生を図るなど、産業・経済復興に向け取り組みます。
安全な地域づくり	津波による被害を最小限にとどめることができるまちづくりの推進や、災害に強い交通ネットワークの形成、災害に備えた地域防災力の向上、防災・危機管理体制の強化・再構築など、安全な地域づくりの実現に向け取り組みます。

(3) 復興計画の構成

復興計画は、復興の基本的な考え方を掲げるとともに、復興に向けた取り組みの方向を示す「基本計画」と、基本計画で掲げた取り組みの具体的な実現手段を示す「推進計画」により構成します。

また、被災した地区ごとのまちづくりについては、復興計画で示す考えを基本としつつ、「復興に向けたまちづくりの推進」において示します。



(4) 復興計画の位置づけ

復興計画と総合計画の関わり

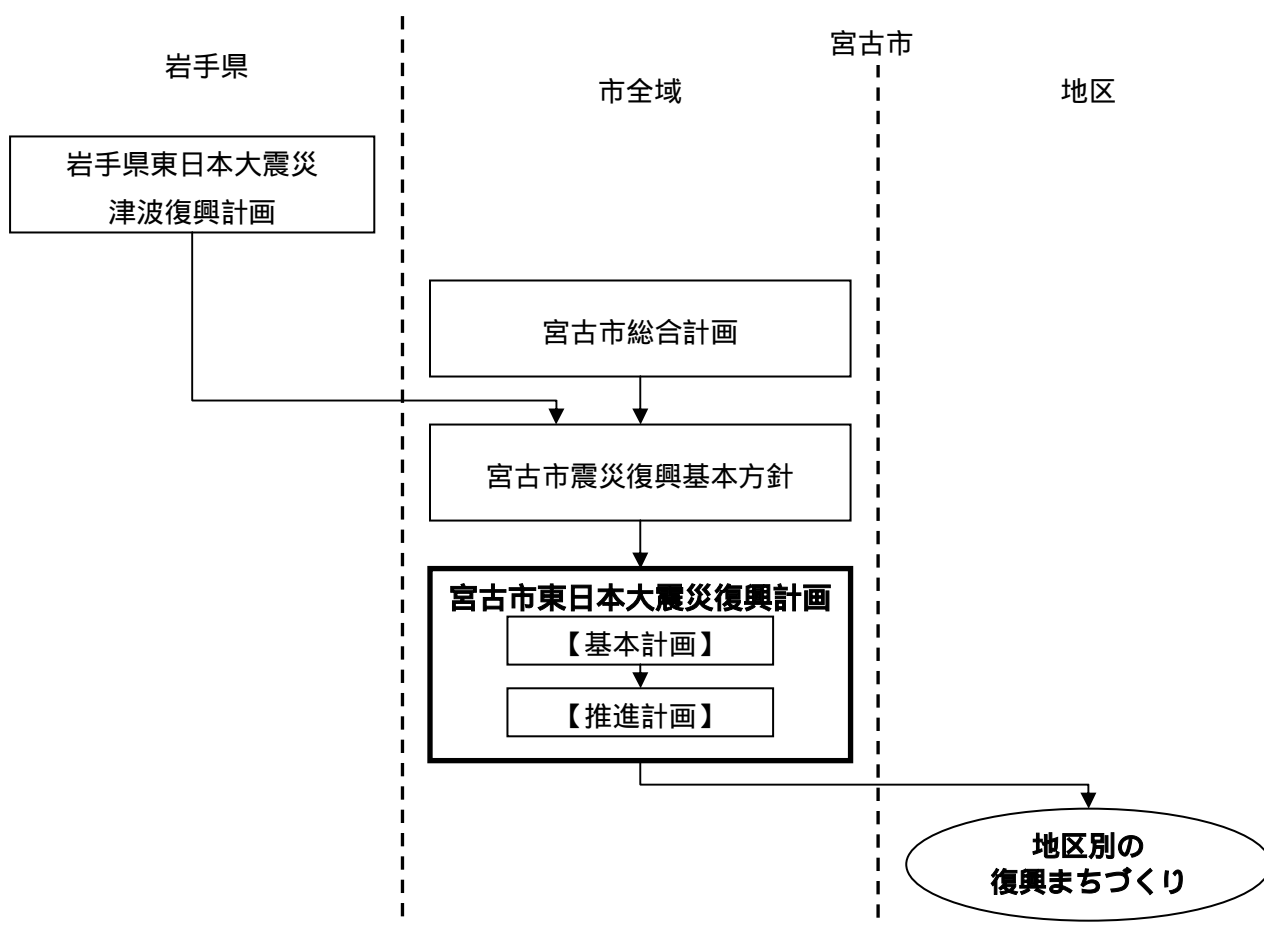
現在、本市において、緊急かつ最大の課題は、震災からの復興に向けた取り組みを進めることにありますが、本市の最上位計画は、平成 31 年度を目標年次とする宮古市総合計画であり、復興にあたっては、復興の理念に掲げているとおり、総合計画の都市の将来像の実現を視野に入れた取り組みを進める必要があります。

このため、復興計画は、総合計画との整合を図りながら策定することとしますが、当面は、総合計画に優先して取り組むものとします。

なお、総合計画やこの計画に関連する既定の各種計画については、復興計画を策定後、必要に応じ見直しをするものとします。

県の計画との関わり

復興計画の策定にあたっては、県が定める総合的な計画「いわて県民計画」や、本県の復興に向けた計画「岩手県東日本大震災津波復興計画」などとの調整を図ります。

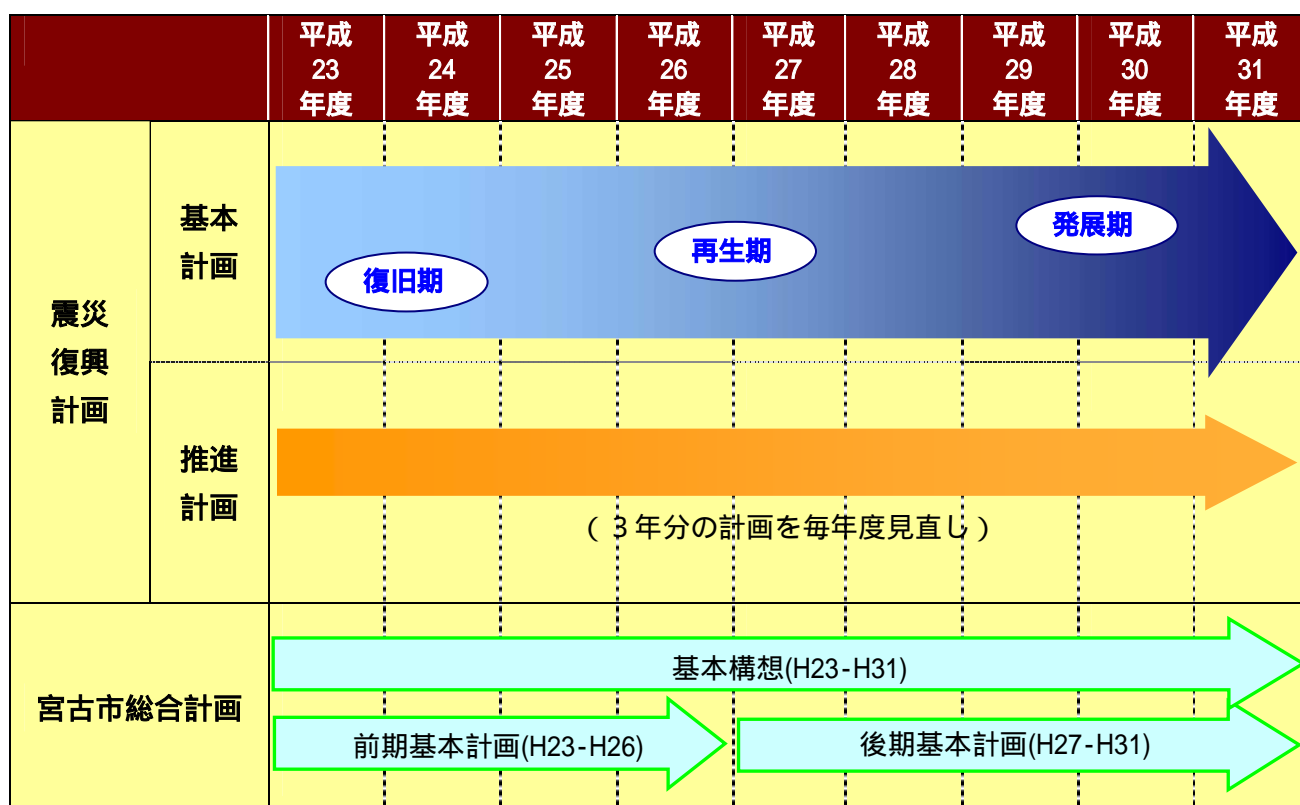


(5) 復興計画の期間

復興計画は、復旧から復興、そして、さらなる発展を見据えたまちづくりの取り組みを進めていくことから、計画期間は、宮古市総合計画（基本構想）の計画期間（平成 23～31 年度）と同様とします。

なお、計画期間のうち、平成 25 年度までの概ね 3 年を「復旧期」、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年を「再生期」、それ以降を「発展期」として位置づけます。

期間		内容
復旧期	平成 25 年度まで	生活の再建や産業の復旧に不可欠な、住宅、インフラ、生産基盤などの復旧を中心に取り組む期間
再生期	平成 28 年度まで	復旧した資源等を活用し、震災以前の活力を取り戻すための取り組みを行う期間
発展期	平成 29 年度以降	本市が震災以前よりも活力があり、魅力あふれるまちとして発展するための取り組みを行う期間



(6) 計画の見直し

復興計画は、適切な進行管理のもと、社会経済情勢の変化や復興の進ちょく状況、国や県の計画の変更などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2 復興のグランドデザイン

復興のグランドデザインは、東日本大震災からの復興に向け、津波防災対策の考えを含め復興のまちづくりに当たっての基本的な方針を示すものです。

(1) 減災の考え方に基づく複合的な防災まちづくり

全ての津波を完全に押さえ込むことは困難であり、本市の特性にあったハード、ソフト両面での防災対策を組み合わせることで、災害による被害をできるだけ最小化する「減災」という考え方により復興に取り組みます。

(2) 安心と活力を生み出す土地利用の促進

土地利用の一部規制などにより、安心して暮らすことのできる住環境確保と産業基盤の集積を進めるため、安心と活力を生み出す土地利用の促進を進めます。

(3) 日常生活等を支え災害時には命を守る交通網の形成

道路や鉄道など、安全な市民生活や産業活動に欠くことのできない広域交通体系や市内道路網の整備を進めることで、都市活動を支え、命をつなぐ交通網の形成を図ります。

(4) 生命を守り、生活を支える公共施設の充実・強化

各施設の防災機能の強化を図るとともに市民サービスの向上やコミュニティの活性化に配慮した施設整備を進めることにより、市民の生命を守り、生活を支える公共施設の充実・強化を図ります。

(1) 減災の考え方に基づく複合的な防災まちづくり

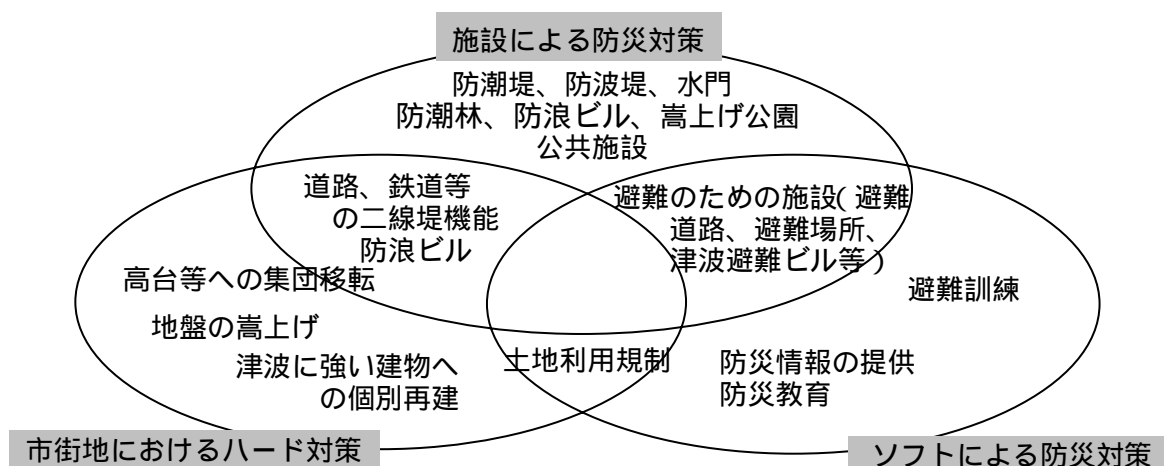
減災の考え方

本市は、過去幾多の津波災害を経験し、その都度その得た教訓を生かしながらまちの復興を図ってきました。今回、想定をはるかに超えた大津波を経験し、多くの尊い命を失ったことから、今後は、二度と同じような被害は出さないという強い決意をもって災害対策に取り組む必要があります。

今回の大津波は、防波堤や防潮堤等の海岸保安施設だけで津波を完全に押さえ込むことは困難であることを明らかにしました。自然の猛威から一人でも多くの市民の命を救うためには、本市の特性にあったハード、ソフト両面の手法を組み合わせた、災害による被害を出来るだけ最小化する「減災」という考え方が、今まで以上に必要となります。

減災のための「複合的な防災まちづくり」

減災の考え方にたち、津波を防ぐだけでなく、逃げる、避ける等の対応を複合的に行い、津波災害に遭遇しても命だけは守るとともに、財産の被害を最小限に抑える必要があります。このため、海岸保全施設や防潮機能をもった施設や防浪ビル等のハードによる防災対策と、避難、土地利用の規制、防災教育、情報提供などのソフトによる防災対策を適切に組み合わせた複合的な防災対策を進めます。



本市では、広い市域に市街地や集落が立地しており、規模、地形、土地利用の状況、公共施設の配置、想定される被災状況もさまざまです。このように多様な状況に応じて、複数の防災対策を有効に組み合わせることにより、減災の考え方に基づく複合型防災まちづくりを推進します。

複合型の防災対策によるまちづくりを実現するための各防災対策は以下のものがあげられます。

【施設による防災対策】

防潮堤、防波堤、水門

浸水区域を生じさせない防潮堤、防波堤、水門により、津波を抑えます。

二線堤

国道、県道、市道、JR山田線は、嵩上げ、必要に応じたルート変更により、第二、三線堤として防災機能を付加することを検討します。

防浪ビル、避難ビル、避難タワー

防浪ビルは、海岸に近い場所で津波の勢いを抑制する機能を有する中高層の建物とします。

避難ビルは、高台の避難場所まで遠く避難に時間を要する場所で、商業施設、公共施設等の概ね4階建以上の建物を活用し、一時避難所の機能を確保します。

避難タワーは、近くに防浪ビル、避難ビルがない海浜や港湾施設用地等に設置します。

公共施設

市庁舎や集会所などの地域の拠点となる公共公益施設をコンパクトなまちづくりの核として適正に配置します。

公共公益施設は、捜索、救援、医療等の災害対応の中核となるため、安全度の高い位置及び構造とします。

公営住宅は安全性を確保した上で、中心地等の利便性の高い地域に整備します。

嵩上げ公園

避難距離が長く配置が望ましい場所や、キャンプ場など防潮堤を設置することがふさわしくない場所、地盤沈下や地形的条件により利用が困難な土地などにおいて、嵩上げて公園を設置し、平常時は市民の憩いの場所、災害時は避難場所となる場とします。

防潮林

一定の幅の防潮林を防潮堤の前面又は背後に設けることで、市民の憩いの場となり、高台開発などで減少した緑を確保します。

避難道路

避難道路は、歩道、階段、スロープ等を適正に配置し、車と歩行者それぞれが安全に避難できる構造とします。災害時に、高台に向け安全に短時間で避難できるルートとします。

【市街地における対策】

高台移転、地盤の嵩上げ

コミュニティの維持を考慮しながら、高台や、安全な高さまで嵩上げた場所に住宅を移転します。

個別嵩上げ

浸水等が発生した住居において安全な高さを確保するため、個別に宅地を嵩上げします。

個別再建

個人や事業者自身で、個別嵩上げなどの安全性を確保し、住居や施設を再建します。条例、地区計画などでルール化し、助成制度などで支援することも考えられます。

【ソフトによる防災対策】

土地利用規制

浸水の危険性が高いエリアについては、住宅等の建設を制限する規制を行います。住宅等の制限を行ったエリアに関しては、産業用施設、観光・商業施設、エネルギー供給地としての土地利用の誘導を検討します。

防災訓練

すべての市民があらゆる場面、立場において円滑に避難や避難所生活ができるよう、日頃から訓練を行います。

防災情報の提供

日頃の防災に関する情報、ハザードマップや災害危険区域図などを市民にきめ細かく提供します。災害時には、災害行政無線をはじめとしたあらゆる情報媒体を用い、迅速、的確、正確に市民全体伝わるような対策を進めます。

防災教育

災害に関する知識を学習し、災害時の円滑な行動につなげられるよう、すべての世代や職業の方々が教育の機会を得られるものとします。

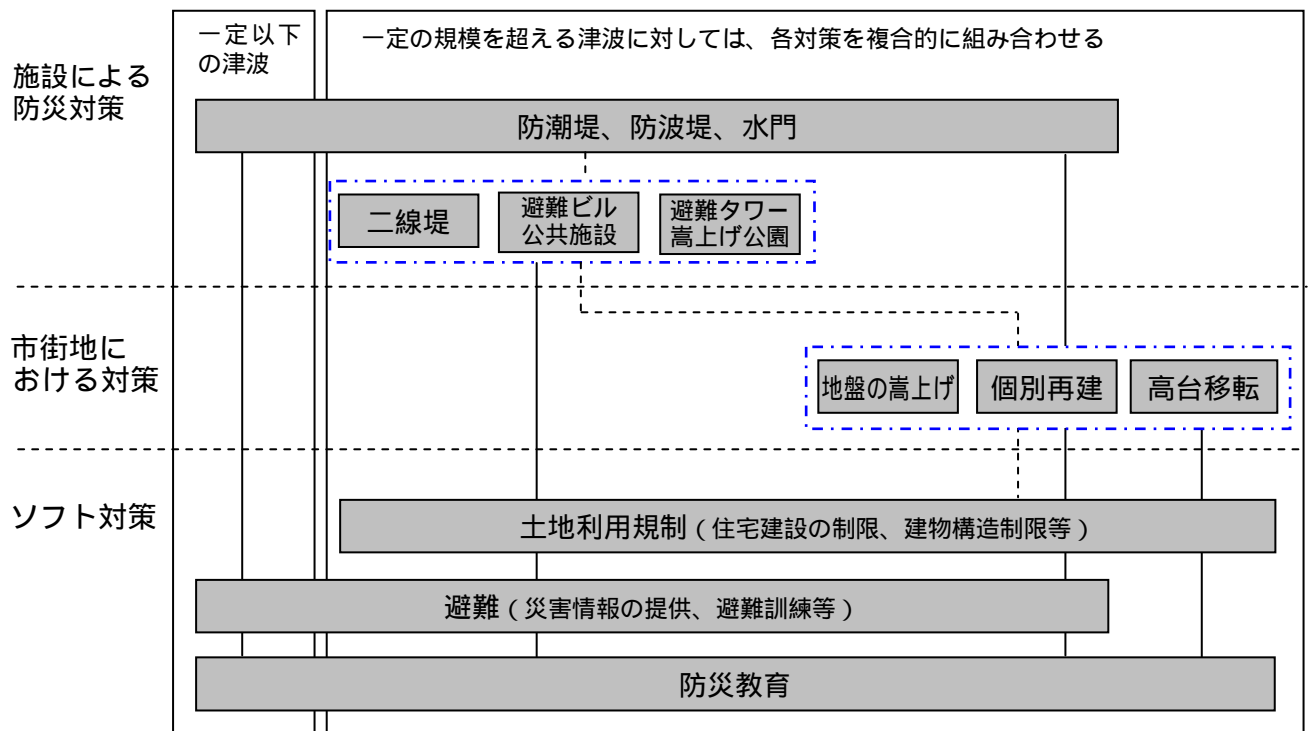
防災手法（ハード・ソフト）の組合せの考え方

「施設による防災対策」、「市街地における対策」、「ソフト対策」における各対策を組み合わせ、減災の考え方に基づく複合的な防災まちづくりを進めます。

組合せにあたっては、本市における被災状況や地区の特性・課題を踏まえて、防災対策を以下のように検討し、設定します。

一定以下の津波に関しては、防潮堤、防波堤、水門等の海岸保全施設により後背地を守ることとし、一定の規模を超える津波に対しては、「施設による防災対策」、「市街地における対策」、「ソフト対策」の組合せにより、安全性を確保します。

防災手法の組合せの考え方



 必要に応じて組み合わせる

(2) 安心と活力を生み出す土地利用の促進

津波に強い市街地の再生

本市では、これまで幾度となく津波を経験し、その経験を踏まえ、これまで防災対策も含めたまちづくりを進めてきましたが、今回、想定をはるかに超える津波の襲来により、沿岸部を中心に大きな被害を受けました。

今後、復興を進めるにあたっては、倒壊破損した海岸保全施設の早急な復旧・強化はもとより、道路や鉄道、あるいは防潮林等を利用した二線提の整備を行うなど、さらに効果的な防災対策に取り組むとともに、安全を第一に考えた土地利用の再編による安全地域への建築誘導を図る必要があります。

また、土地利用の再編に当たっては、本市の発展の方向を見据えるとともに、高齢社会への対応や、効果・効率的な行政サービスの提供、にぎわいのある市中心部の形成、さらには周辺に広がる自然との調和など、将来の都市運営に充分配慮したまちづくりへつなげるものとしします。

安全で安心して暮らすことができるこれからの市街地の誘導

今後の市街地形成に当たっては、津波による浸水や家屋の流出の危険性が無い、市民が安全で安心して暮らせる地域への誘導に配慮する必要があります。

今回、被災した地区・集落における住まいの確保においても、地域の状況に応じ、職住の分離や集落の統合などの可能性を探りながら、必要に応じ高台への集団移転を選択するなど、安全・安心を最優先した住宅地の確保に努めます。

なお、集団移転で住宅地を新たに確保する場合には、地域コミュニティやふるさとへの思いなどを最大限尊重しながら、既存集落等の周辺部への移転、耕作放棄地の活用と併せて、周辺自然環境に配慮するなど最低限の宅地造成などを進め、住宅地が無秩序に拡散することがないように努めます。

活力を生み出し、安全とつるおいを与える土地利用の促進

今後も津波被害が想定され、住宅地としての利用を避ける必要がある地区においては、産業基盤施設の集積を図るなど、経済に活力を生み出す産業用地、農用地への利用を促進するとともに、防潮林や公園等市民生活に安全とつるおいを与える公共用地としての活用も検討します。また、整備に当たっては、避難対策について十分に配慮したものとします。

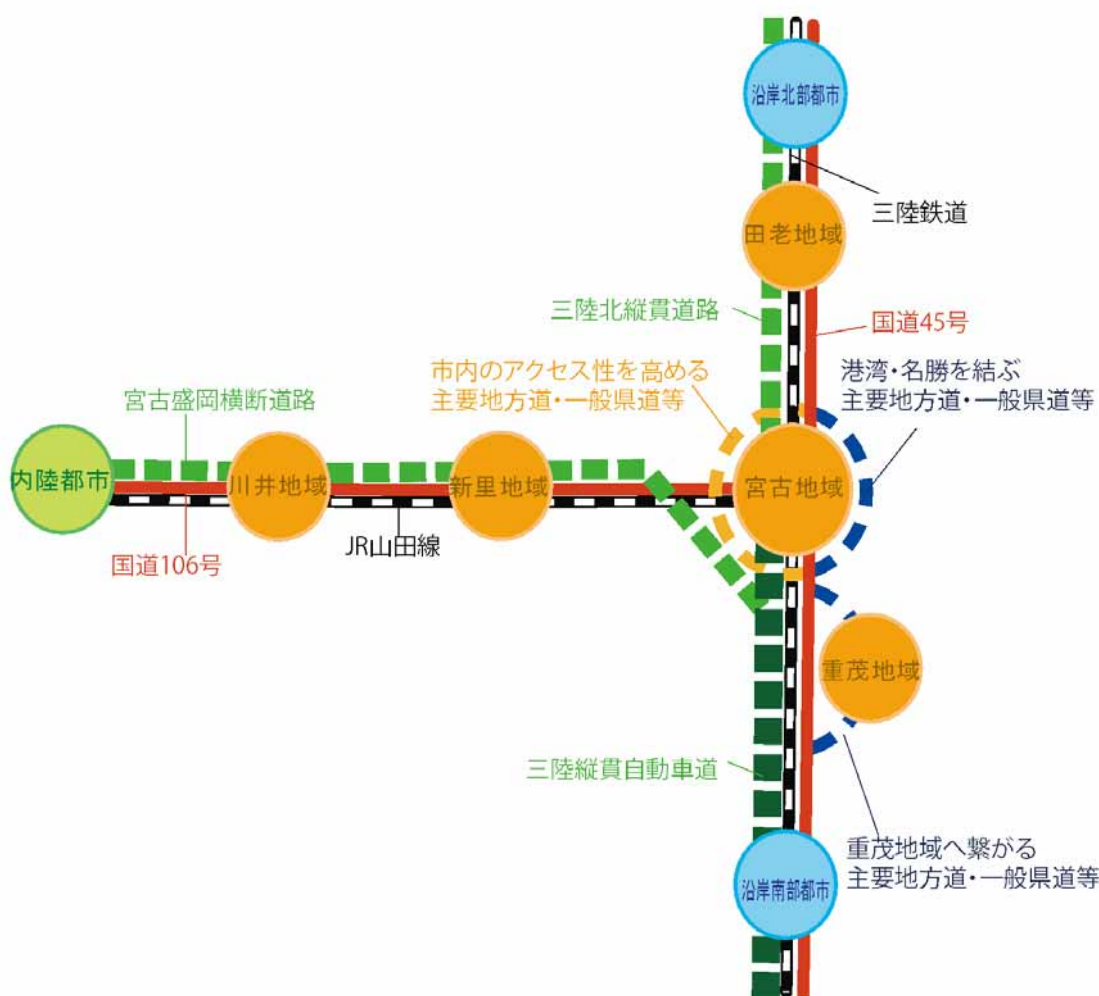
(3) 日常生活等を支え災害時には命を守る交通網の形成

近隣市町村との連携を強化する広域交通体系の形成

東日本大震災からの復旧に伴い、災害に強いまちづくりを進め、さらなる市の発展を図る上では、本市と近隣市町村を広域的に結び、災害時の救急活動や輸送、都市間交流の促進、産業振興に寄与する道路交通網の形成が必要です。

そのため、高規格幹線道路である三陸縦貫自動車道、地域高規格道路である宮古盛岡横断道路、三陸北縦貫道路のほか、一般国道、主要地方道、一般県道の早期復旧と未整備区間の早期供用開始や事業化のほか、市の土地利用・まちづくりと連動したインターチェンジの整備などを国や県に働きかけます。その際、災害に強い道路としていくため、必要に応じ二線堤としての整備など市街地の安全性への配慮を求めています。

また、本市と他都市とを結ぶ鉄道は、日常における市民の重要な移動手段であるとともに、災害時の人流・物流の確保に重要な役割を果たすことが期待されます。このことから、JR山田線・岩泉線、及び三陸鉄道北リアス線に関して、不通区間の早期復旧のほか、高さや位置、構造に配慮した津波に強い線路の整備を事業者に対して要望するとともに、必要に応じ支援していきます。

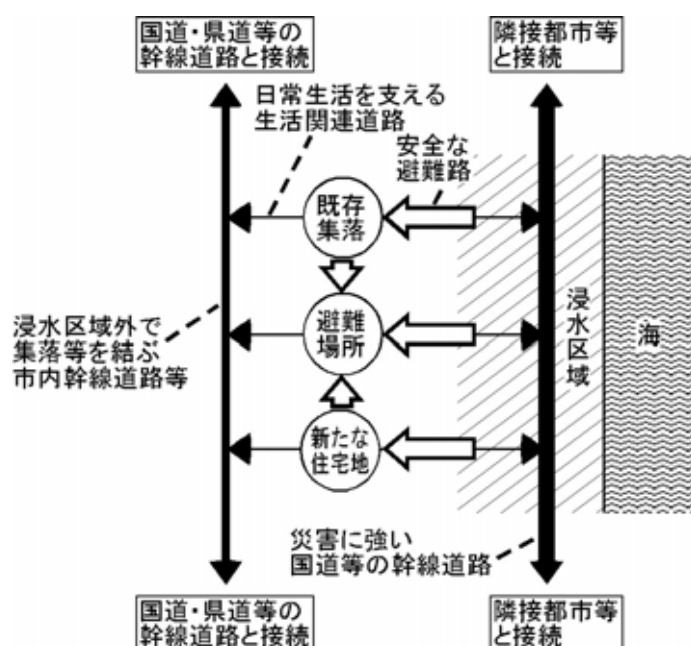


都市活動を支え市民の命を守る市内道路網の形成

市内道路網の整備に当たっては、産業活動をはじめすべての都市活動を支えるとともに、市民の命を守る道路網の形成に努めます。

また、整備に当たっては、高齢者や障がい者も含め、すべての人の安全な利用に配慮するとともに、まちの回遊性の向上も図ります。

さらに、災害時には高台の避難場所などへ安全に避難することができる道路網として整備し、特に、今回、津波の被害を受けた地域については、津波の襲来を想定のうち、集落が孤立することのないよう、また、避難に要する時間、渋滞予測、浸水区域を通らない安全な移動などに配慮した道路網の整備を進めます。



(4) 命を守り、生活を支える公共施設の充実・強化

安全性の高い避難場所、避難路の整備

避難場所の整備に当たっては、今後の津波の襲来を想定のうち、安全性が十分に確保される位置を選定し、計画的に進めます。

なお、公園を避難場所とする場合は、防災機能を付加した施設とするなど、通常時は憩いの場として市民生活に潤いを与えるスペースとなるよう配慮します。また避難路は、高齢者や障がい者も容易に避難できる経路、構造となるよう配慮し整備します。

防災機能の強化、市民サービス向上に配慮した公共施設の整備

被災した市役所本庁舎や各公民館・地区センターなどの公共施設は、今回の経験を生かし有事における防災機能の強化を図り、また、引き続き地域におけるコミュニティ活動の拠点としての機能を維持するとともに、市民サービスの向上につながるよう配慮しながら整備を推進していきます。

第3 分野別の取り組み

3つの復興の柱に基づく施策の体系を整理し、そこから展開する分野別の基本的な取り組みを示します。

施策の体系

復興の柱	取り組みの方向
(1) すまいと暮らしの再建	被災者の生活再建支援
	雇用の維持・確保
	保険・医療の確保・充実
	福祉の充実
	学校教育環境の確保・充実
	生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承
	地域コミュニティの強化・再生
(2) 産業・経済復興	農業の復興・再生
	林業の復興・再生
	水産業の復興・再生
	商業の復興・再生
	工業の復興・再生
	企業・事業者の復興・再生
	観光の復興・再生
(3) 安全な地域づくり	港湾の復興・再生
	災害に強いまちづくりの推進
	災害に強い交通ネットワークの形成
	地域防災力の向上
	防災・危機管理体制の強化と再構築
	災害記憶の後世への継承

(1) 「すまいと暮らしの再建」関連

被災者の生活再建支援

復興に向けたねらい

被災者の暮らしの復興と安定を図るために、生活再建を支援します。
応急仮設住宅等に入居し、支援を必要とする市民をサポートします。

現状と課題

- ・震災により、住居や財産を失い、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている市民をはじめ、各種産業が甚大な被害を被ったことにより仕事を失い、生活の安定が図れない市民が数多くいる状況にあります。
- ・避難所での生活から応急仮設住宅の生活に移行し新たな生活が始まり、特に高齢者や障がい者など今後の生活に不安を抱える方が相当数いるものと見込まれます。このため、入居実態を把握するとともに、支援や見守り等を必要とする市民の不安解消を図る必要があります。
- ・被災者個々の状況に応じた住まいを確保するため、被災地区の整備計画の策定とあわせ、被災した市民のニーズを把握し、災害公営住宅等の整備を図る必要があります。
- ・被災者への義援金の交付や生活再建に関する相談、生活の安定に資する生活関連情報の発信などの被災者支援に関する施策を継続的に行っていく必要があります。

復興に向けた取り組み

生活の自立に向けた支援

- ・日本赤十字社、中央共同募金会及び岩手県災害義援金募集委員会や市に寄せられた義援金を交付します。
- ・生活再建に向けた相談や各種支援金・助成金・減免制度等に関する情報提供など、被災者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

応急仮設住宅等入居者へのサポート

- ・応急仮設住宅等に入居している、あるいは一人暮らしの特に高齢者や障がい者などについて、訪問や見守り活動などを行い、生活実態や必要とする支援を把握するとともに、相談窓口を設置し不安の解消を図ります。
- ・応急仮設住宅の適正な維持管理を図ります。

住宅の再建等支援

- ・被災した市民の住まいの確保を促進するため、被災者生活再建支援制度による住宅再建支援を行います。また、国や県が行う住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実に併せた支援を検討します。
- ・被災した住宅をはじめとした木造住宅の耐震性を高めるため、耐震診断及び耐震改修に係る支援を行います。

公営住宅等の供給

- ・被災地区の整備計画の策定とあわせ、被災した市民のニーズを把握し、災害公営住宅等の計

画的な整備を図ります。

- ・震災に伴う住宅ストックの変化を勘案し、公営住宅長寿命化計画の見直しを図ります。

きめの細かい情報の提供

- ・被災者の生活再建のための各種支援制度の情報を集約し、積極的な情報発信に取り組みます。

市民相談の充実

- ・被災者の様々な課題解決に向けて被災者生活相談窓口を開設し、一日も早く生活が再建できるよう支援します。

被災者情報の一元的な管理

- ・全国避難者情報システムや独自の調査などにより被災者の現況を把握し、被災者情報を一元的に管理できる仕組みづくりを進めます。

「被災者の生活再建支援」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
生活の自立に向けた支援	<p>義援金の交付</p> <p>生活再建に向けた支援</p>		
応急仮設住宅等入居者へのサポート	<p>応急仮設住宅入居高齢者等の訪問や見守り、相談窓口設置等</p>		
住宅再建等の支援	<p>国・県の住宅再建支援制度の創設等に併せた支援策の検討</p> <p>木造住宅の耐震診断・耐震改修支援</p>		
公営住宅等の供給	<p>災害公営住宅整備</p> <p>公営住宅長寿命化計画の見直し</p>		
きめの細かい情報の提供	<p>被災者への積極的な情報発信</p>		
市民相談の充実	<p>被災者の生活相談の実施</p>		
被災者情報の一元的な管理	<p>被災者情報の一元的管理</p>		

雇用の維持・確保

復興に向けたねらい

被災により悪化した雇用情勢を回復するため、被災企業・事業者の早期の復旧・再建を促し、雇用の維持・確保を図ります。

現状と課題

- ・長引く地域経済の低迷に加え、被災により事業の廃止・停止や縮小に追い込まれる企業・事業者が発生し、雇用意欲は落ち込み、従業員の解雇や休業などの雇用調整が行われています。このため、雇用の回復や維持に向け取り組む必要があります。
- ・企業・事業者への雇用奨励等による雇用の創出や、被災による失業者をはじめとする求職者の当面の生計確保に向け雇用対策に取り組む必要があります。
- ・事業再開や拡大の支援による雇用機会の創出と連動して、関係機関との連携により再就職や新規学卒者も含めた若年者、高齢者等の就業を支援する必要があります。

震災による雇用への影響（平成 23 年 4 月 30 日現在）

	事業所数	備考
解雇	53 事業所（728 人）	
失業保険給付	19 事業所（220 人）	激甚災害法指定
休業	4 事業所（39 人）	災害救助法適用

資料：宮古公共職業安定所、従業員の異動が 5 人以上あった事業所のみ

復興に向けた取り組み

雇用の維持

- ・国の雇用労働対策の積極的な導入活用を図るため、関係機関と連携して相談体制を整え、企業・事業者への情報提供を行います。
- ・企業・事業者の事業再開や拡大を支援し、早期の経営基盤の復興を図り就業機会の回復や維持ができるよう取り組みます。

雇用の創出

- ・企業・事業者への雇用奨励及び試行的雇用制度の周知と継続的な支援を行い、安定的な就業を促進します。
- ・国の緊急雇用創出事業等を積極的に導入活用し、求職者へ雇用の場を提供します。

就業支援

- ・復興需要に対応する職業訓練など職能要求度に合った訓練の実施や資格取得ができるよう、関係機関と連携を図り求職者の就業支援に取り組みます。また、資格取得訓練への

補助制度の周知と継続的な支援を行います。

- ・宮古公共職業安定所や宮古地区雇用対策協議会などの関係機関と連携し、求人情報の提供や就業に関する支援事業を行い、求職者の就業を支援します。
- ・新規高校卒業者の管内就職を支援するため、宮古公共職業安定所や宮古地区雇用対策協議会などの関係機関や教育機関及び就職支援員と連携し、雇用の場の確保に努めます。
- ・宮古市シルバー人材センターに対して支援を行い、高齢者の雇用機会の充実を図ります。
- ・勤労者生活安定資金や勤労者教育資金などの貸付制度を継続、また、出稼ぎ互助会加入促進など制度内容の充実や周知に努め、労働者福祉の充実を図ります。

「雇用の維持・確保」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
雇用の維持	<ul style="list-style-type: none"> 企業・事業者への情報提供 企業・事業者の事業再開や拡大支援 		
雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> 企業・事業者への雇用奨励、試行的雇用制度の周知と継続的な支援 国の緊急雇用創出事業の活用 		
就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 求職者の就業支援 職業訓練や資格取得の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 求人情報の提供や就業に関する支援 新規高卒者の雇用の場の確保 高齢者の雇用機会の充実 労働者福祉の充実 	

保険・医療の確保・充実

復興に向けたねらい

被災した保健・医療施設の早期の復旧を図り、地域におけるサービス提供体制の回復に取り組みます。

震災により大きく変化した環境の中にあっても市民が心身の健康を保ち、安心して医療を受けることができるよう、関係機関・団体との連携を図り、ハード・ソフト両面からのきめ細かな支援に取り組みます。

現状と課題

- ・震災後の地域住民の健康を守るため、直営診療所の機能や体制について維持・拡充していく必要があります。
- ・県立宮古病院では、地域の基幹病院として診療体制の整備を進めています。県立宮古病院の診療体制の維持、充実に関係機関と連携、協力し取り組んでいく必要があります。
- ・被災者の多くは、長期にわたる避難生活や仮設住宅での生活を余儀なくされ環境が激変しました。生活環境の変化は、子どもから大人まで心身の健康面に多様な影響を及ぼし、生活習慣病の発症、慢性疾患の悪化、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、アルコール依存、うつ状態等が懸念されることから、定期的な家庭訪問、保健指導を行う必要があります。
- ・震災後の保健事業は、被災者を対象とした訪問活動や健康づくり支援を中心に行っています。このことから、手薄になった母子、成人保健事業の活動内容を震災前の水準に戻すためには、事業の再構築と組織体制の強化を図る必要があります。
- ・公共施設の被災等により健診、成人、母子に関する保健事業の実施が困難になっています。
- ・保健事業や地域の医療の中心となる保健センターや直営診療所が被災しています。これまでの取り組みを維持するとともに、再建にあたっては、施設のあり方について検討する必要があります。

施設等の被害

	施設名	被害内容	備考
保健センター	宮古保健センター 田老保健センター	半 壊 床上浸水	
診療所	国保田老診療所	全 壊	グリーンピア三陸みやこ内に仮設診療所を開設
	摂待出張診療所		非被災施設であるが休診中
	休日急患診療所	半 壊	
タラソテラピー施設	施設 主要設備	半 壊 使用不能	

復興に向けた取り組み

直営国保診療所の医師確保

- ・医師の公募、県医療局等関係機関への医師招請に関する働きかけの強化等により直営診療所の医師を確保します。

地域医療供給体制の整備

- ・県立宮古病院の医師確保について関係機関との連携を強化し、同病院の取り組みに対して支援します。

健康維持・増進と心のケアの推進

- ・被災者の精神的及び身体的健康状態を迅速かつ適確に把握するとともに、長期にわたる被災生活での精神的不調や生活習慣病の悪化防止等について、関係機関と連携しながら被災者の健康づくりを支援します。
- ・公共施設の被災等により、保健事業の実施場所の確保が困難になっていることから、関係機関と調整しながら会場を確保するとともに、健康診査やがん検診の受診勧奨などを積極的に行い、市民の健康を守る活動に取り組みます。

保健・医療施設の復旧

- ・被災した保健・医療施設については、当面、仮施設を整備するなどにより対応します。
なお、被災施設の本格的な復旧については、策定中の地区別まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備していきます。

「保健・医療の確保・充実」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
直営国保診療所の医師確保	医師の公募、医師招請に関する働きかけの強化等		
地域医療供給体制の整備	県立宮古病院の取り組み支援		
健康維持・増進と心のケアの推進	こころの健康づくり事業		
	健康づくり事業		
	健康診査・がん検診の実施		
保健・医療施設の復旧	被災医療・健康施設の整備・復旧		

福祉の充実

復興に向けたねらい

被災した福祉施設の早期の復旧・再生を図り、地域におけるサービス提供体制の回復を果たすとともに、被災した子どもや高齢者、障がい者が心身の健康を保ち、安心した生活を送ることができるように、きめ細かな支援に取り組みます。

被災等により生活困窮に陥った市民に対し、困窮の状態に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、世帯の状況に応じて自立を支援します。

現状と課題

- ・仮設住宅入居者には高齢者が多いことから、日常生活動作の低下に対する生活支援、孤立等の防止を含めた健康支援、福祉サービス等に係る連絡調整等、長期的、継続的な活動体制強化に取り組む必要があります。
- ・仮設住宅への入居、被災地域での自宅住まいなど高齢者等を取り巻く環境が大きく変化しており、周囲が見守る必要があります。
- ・震災により高齢者の支援者にも変化が見られることから、緊急時の連絡体制を確認する必要があります。
- ・震災により住居、家財、仕事など生活の基盤を失い困窮する世帯が増加することが見込まれることから、生活困窮世帯に対する相談体制の充実及び生活保護制度を適正に実施する必要があります。
- ・被災した保育所、介護予防拠点施設などの福祉施設について、復旧に取り組む必要があります。

施設等の被害

	施設名	被害内容	備考
保育所	津軽石保育所	全壊	近接地に仮設保育所を設置
	田老保育所	全壊	グリーンピア三陸みやこ敷地内に仮設保育所を設置
老人福祉センター	磯鶏老人福祉センター	全壊	
介護予防拠点施設	石浜地区介護予防拠点施設	全壊	

復興に向けた取り組み

要援護者の支援充実

- ・被災した子どもや高齢者など、要援護者の支援充実を図ります。
- ・これまで町内自治組織や民生委員児童委員などの協力により地域で気軽に相談できる体制づくりを進めてきたところですが、震災により地域コミュニティに変化が生じたことから、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、効果的な相談体制の構築に努めます。

- ・被災した障がい者の状況に応じた相談支援について、関係機関とのネットワークを強化し、効果的な相談体制の整備を図ります。
- ・被災により福祉・介護に関する支援を必要とする市民に対して、関係各課との連携による情報の収集に努めるとともに、市や社会福祉協議会の広報誌等による情報の周知を図ります。
- ・「宮古市災害時支援ネットワークづくり推進計画」を今回の東日本大震災の実態にあわせた見直しを行い、きめ細かなネットワークづくりを推進します。
- ・仮設住宅等に入居した障がい者に対し、恒久的な居住の場の確保を支援します。
- ・被災により孤児となった児童やひとり親家庭となった児童に対して、関係機関や保育所等と連携し、子どもの心に寄り添った支援を推進します。
- ・高齢者は自覚症状がないままに病気の発見が遅れたり、慣れない環境のなか閉じこもりとなってしまう心身の機能が低下する恐れがあるため、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の訪問指導や介護予防事業を実施します。
- ・高齢者の認知機能は慣れない環境で低下しやすくなり、地域で安心して生活するためには、周囲の理解と見守りが大切です。このため、認知症について周知するとともに、成年後見制度等の利用を促進します。
- ・入居者が多いグリーンピア三陸みやこ仮設住宅内に、田老サポートセンター（仮称）を設置し、高齢者に寄り添った支援ができるよう取り組みます。
- ・新たな介護保険計画を策定し、介護保険事業の安定した実施及び充実に努めます。また、被災者を含めた高齢者の健康といきがづくりの推進や生活支援サービスに努め高齢者福祉の充実に努めます。

福祉施設の復旧

- ・障がい者のグループホーム・ケアホームが被災しており、施設の復旧、スタッフ確保など運営体制の構築を支援します。
- ・被災した福祉施設については、当面、仮設施設を整備するなどにより対応します。なお、被災施設の本格的な復旧については、策定中の地区別まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備していきます。

生活困窮者支援の充実

- ・生活困窮者の相談体制の充実を図るため、相談員（ケースワーカー）の適正な人員配置及び資質の向上に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図ります。
- ・生活保護制度の適正実施による受給世帯の生活の安定を図ります。また、関係機関と連携し世帯の状況に応じて自立を支援します。

「福祉の充実」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
要援護者の支援充実	子ども・高齢者・障がい者など要援護者の支援充実		
	地域での身近な相談体制の構築		
	宮古市災害時支援ネットワークづくり推進計画の見直し		
		被災障がい者の居住の場の確保支援	
	田老サポートセンター(仮称)の運営		
福祉施設の復旧	民間障がい者福祉施設の運営支援		
	被災福祉施設の復旧		
生活困窮者福祉の充実	生活困窮者の相談体制の充実、生活保護の適正実施・自立支援の充実		

学校教育環境の確保・充実

復興に向けたねらい

被災で失われた教育環境を取り戻し、子どもたちが学校生活を通じて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育て成長していけるよう、学校環境の確保・充実を図ります。

現状と課題

- ・震災の影響による子どもたちの健康状態に配慮するとともに、専門家による心のケアを充実させる必要があります。
- ・津波震災に伴う一連の経験や活動を組織的、有機的に関連付けた指導を行い、子ども一人ひとりが災害と向き合い、自分自身を見つめ、他者や社会とのかかわりを考える学習の機会をつくる必要があります。
- ・被災による保護者の経済的な困窮に伴い、子どもたちが就学困難な状況にならないよう、就学援助を拡充する必要があります。
- ・震災により、地域の環境が大きく変わったことから、状況を把握したうえで学校の安全管理について見直しを行う必要があります。
- ・被災した通学路の安全確保を図るとともに、通学ルートの変更を余儀なくされている子どもたちの安全な通学手段を確保する必要があります。
- ・非常時に子どもたちが主体的に判断し、安全に行動できるよう、防災教育を含めた安全教育を充実する必要があります。
- ・田老第一中学校、鵜磯小学校及び千鷲小学校については、津波で甚大な被害を受け、元の場所での学校運営ができなくなり、被害を免れた学校に学校機能を移転しましたが、手狭な状況の中での学校運営を余儀なくされています。
- ・津波被害のあった学校では、瓦礫が流入し、建物や机・いすなど備品が破損しました。また、電気・機械設備などが使用不能となったことから、早期に瓦礫を撤去するとともに、設備等を復旧する必要があります。
- ・学校機能の移転により手狭な状況となる学校においては、仮設教室などの検討により、適正な教育ができる空間を確保する必要があります。また、グラウンドを応急仮設住宅用地として提供した学校においては、授業等に制約を受けています。

学校施設の震災による影響等

	施設名	被害内容	備考
学校機能の移転	田老第一中学校	床上浸水	田老第一小学校内に移転
	鵜磯小学校	建物一階損壊	重茂小学校内に移転
	千鷲小学校	建物一階損壊 校庭擁壁崩壊	重茂小学校内に移転
グラウンドを応急仮設住宅の建設用地として提供した学校	鎌ヶ崎小学校、愛宕小学校、赤前小学校、重茂小学校、田老第三小学校、第二中学校		

復興に向けた取り組み

児童生徒の心のケアの推進

- ・県教育委員会による「こころのサポート事業」とあわせ、市として「こころのケア学校支援チーム」(こども発達支援センター相談支援員、教育研究所教育相談員、指導主事)を設置し、他機関との連携を図りながら子どもの心の安定と教師の負担軽減に努めます。
- ・震災加配教員、学校生活サポート支援員等に加え、特に支援を要する児童生徒に対しては特別支援教育支援員を配置し、子どもたちへの充実した支援を行います。

復興教育の視点に基づいた教育の推進

- ・教育活動全般について、復興教育()の視点に基づいて教育内容の見直しと再構築を行い、学校教育活動の充実を図ることにより、児童生徒の「生きる力」を育む取り組みを進めます。

()復興教育の主な教育内容

…キャリア教育、防災教育、地域との交流、健康教育・心のケア、道徳教育、ボランティア教育等

被災児童生徒の支援

- ・学用品費の給付などを行う就学援助の対象を拡充することにより、被災した児童生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減します。

児童生徒の安全確保の推進

- ・避難経路の見直しや再整備、通学時の避難場所(津波シェルター)の確保など、緊急時に子どもたちが安全に避難できる体制を整備するとともに、学校における危機管理マニュアルの見直しを行い、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる体制の整備を行います。
- ・通学時の交通手段を確保するなど、安心して通学できる体制を整えます。
- ・災害に対して科学的な理解を深めるとともに、防災知識を身に付けることで、子どもたちが自分の命は自分で守る、状況に応じ主体的に判断できる力を育むことができるよう防災教育を含めた安全教育を行います。

学校教育施設の復旧

- ・田老第一中学校については、建物二階部分には大きな被害がないことから、一階部分を早急に復旧し、元の場所での学校運営を再開します。
- ・津波の直撃を受けた千鷲小学校、鵜磯小学校については、児童の安全確保を優先するため、移転先の重茂小学校敷地内に仮設教室の設置を検討します。
- ・その他の被災校の施設等については、早期に修繕します。
- ・グラウンドを応急仮設住宅用地として提供し、授業等に制約を受けている学校については、学校内施設の利活用や校外施設活用などの有効策を検討します。
- ・津波の被害により児童生徒の居住分布や通学距離が変わることから、今後の児童生徒の居住分布に影響のあるまちづくりの動向などを注視しながら、新たな小中学校適正配置計画を検討します。

「学校教育環境の確保・充実」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
児童生徒の心のケアの推進	児童生徒の心のケアの推進		
復興教育の視点に基づいた教育の推進	復興教育の視点に基づいた教育の推進		
被災児童生徒の支援	就学支援(被災関係)		
児童生徒の安全確保の推進	危機管理マニュアルの見直し		
	通学手段確保	通学支援	
	防災教育		
学校教育施設の復旧	田老一中復旧		
	千鷲小、鷺磯小の仮設教室設置検討		
	施設等の修繕		
	新たな小中学校適正配置計画の検討		

生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承

復興に向けたねらい

生涯学習、スポーツ・レクリエーション、芸術文化など多様な活動を行うことができるよう、被災した関連施設の早期復旧を図ります。
文化財の保存・継承のため、復興需要に伴う調査の迅速化を図ります。

現状と課題

- ・壊滅的な被害を受けた磯鷄公民館、田老公民館など公民館4施設及び地区センター3施設の復旧は、移転を含めた整備の方向を検討する必要があります。
- ・海岸に隣接しているスポーツ・レクリエーション施設は津波により壊滅的な被害を受けており、体育施設を集約した総合的な運動公園として整備するなど、今後のあり方について検討する必要があります。
- ・市民文化会館は震災により被害を受け施設機能を失ったことから、迅速な復旧を行う必要があります。
- ・被災した市民や民間事業者による高台等への建物移転が始まっており、文化財の保存・継承のための埋蔵文化財調査の調査件数が増加しています。今後、住宅再建や災害復興事業の実施にともない、さらに調査件数が増加することが見込まれますが、迅速な調査を行うため、調査体制を強化するとともに、必要に応じ、国・県に対し支援を働きかけます。

施設等の被害

	施設名	被害内容	備考
公民館	鯨ヶ崎公民館	全壊	
	津軽石公民館	全壊	
	磯鷄公民館	一部損壊	
	田老公民館	一部損壊	
地区センター	高浜地区センター	全壊	
	堀内地区センター	全壊	
	鵜磯地区センター	半壊	
スポーツ・レクリエーション施設	宮古運動公園	全壊	
	田老野球場・田老ゲートボール場	全壊	
	藤の川海水浴場トイレ	全壊	
文化施設	市民文化会館	半壊	
	市民文化会館駐車場	半壊	

復興に向けた取り組み

社会教育施設等の復旧

- ・ 公民館及び地区センターの復旧については、策定中の地区別まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備していきます。

スポーツ・レクリエーション施設の復旧

- ・ 運動公園及び田老野球場・田老ゲートボール場は、現在の位置における再建、移転新設、複合施設としての集約なども踏まえ、今後のあり方について検討のうえ整備を図ります。
- ・ 藤の川海水浴場トイレについては、平成 24 年度海水浴場開設までに復旧します。

文化施設の復旧

- ・ 市民文化会館については、早期の復旧を図ります。

文化財の保存・継承のための調査の迅速化

- ・ 埋蔵文化財の保存・継承のための調査件数の増加に対応するとともに、迅速な調査を行うため、調査体制の強化を図ります。また、市だけで迅速な調査に対応しきれないことが想定されることから、必要に応じ、国や県に対して支援を働きかけます。

「生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
社会教育施設等の復旧	被災公民館・地区センターの復旧		
スポーツ・レクリエーション施設の復旧	運動公園・田老野球場・田老ゲートボール場の再整備		
	藤の川海水浴場トイレ復旧		
文化施設の復旧	文化会館の復旧		
埋蔵文化財調査の迅速化	調査体制の強化		
	国・県への支援要請		

地域コミュニティの強化・再生

復興に向けたねらい

被災地域におけるコミュニティを再生するとともに、地域社会の結びつきがさらに強まるようコミュニティの充実を図ります。また、応急仮設住宅におけるコミュニティの形成を図ります。

現状と課題

- ・新たなコミュニティを支えるため、仮設住宅地ごとの地域特性に沿った自治組織を立上げる必要があります。
- ・被災地域の自立的な復興を促進するため、地域コミュニティを再構築する必要があります。
- ・被災地域の結びつきを深めコミュニティを活性化するため、地域活動団体等に対して支援する必要があります。
- ・被災地域の集会施設は壊滅的な被害を受けており、これら施設の早期復旧に向けて取り組む必要があります。

集会施設等の被害

	被害施設数	備考
自治会等独自所有施設	6施設	

復興に向けた取り組み

応急仮設住宅におけるコミュニティ形成への支援

- ・応急仮設住宅ごとの特性に沿った自治組織の立ち上げを支援するため、周辺自治組織や宮古市社会福祉協議会と連携し支援に取り組みます。

コミュニティの再構築支援

- ・震災により被災地域の自治組織の維持が困難になっていることから、地域の実情に即したコミュニティを再構築するための取り組みを支援します。

地域活動団体への支援

- ・被災地域の結びつきを深めコミュニティ活動を活性化するため、活動を行う団体を支援するとともに、活動を担うリーダーの育成を図ります。
- ・被災地域のコミュニケーション維持のため、被災した集会施設の早期復旧に対して支援します。

「地域コミュニティの強化・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
応急仮設住宅におけるコミュニティ形成への支援	自治組織 立ち上げ 支援		
コミュニティの再構築支援	地域の実情に即したコミュニティの再構築支援		
地域活動団体への支援	地域コミュニティ活動を行う団体や活動を担うリーダーの育成に対する支援 集会施設の復旧支援		

(2) 「産業・経済復興」関連

農業の復興・再生

復興に向けたねらい

被災した農地や農業用施設等の早期復旧に取り組み、営農再開を支援するとともに、担い手の確保・育成を進め、農業の復興・再生を図ります。

現状と課題

- ・津波で破壊された防潮堤の巨大な残骸や多くの瓦礫が農地に散乱しており、早期に撤去する必要があります。
- ・海沿いの農地・農業用施設等は壊滅的な被害を受けており、これら施設の早期の復旧を図る必要があります。
- ・被災した農業者の早期の営農再開に向け、共同利用施設・農業機械・資材等の導入を支援する必要があります。
- ・震災の影響により生産力が低下しており、関係機関との連携を強化し、生産性の向上を図る取り組みを支援する必要があります。
- ・農業を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、震災により大きなダメージを被ったことから、農業者の減少に拍車をかけることが懸念されており、担い手の確保・育成をより一層進める必要があります。

農地・農業用施設等被災状況（平成23年6月22日現在）

	施設名	被害内容	備考
農地	田 畑	60.5ha 11.4ha	
農業用施設	農道 用排水路	120箇所 120箇所	
農林漁村地域多目的 集会施設	宮古市金浜農漁村センター 宮古市千鶴農漁村センター	全壊 全壊	

復興に向けた取り組み

農地・農業用施設等の復旧

- ・農地・農業用施設など農業生産基盤の早期復旧について、県と連携し取り組みます。
- ・瓦礫の撤去や農地の除塩など、農地再生を含めた営農環境の整備に取り組む被災農家の営農再開を支援します。
- ・被災した農業関連集会施設の復旧については、策定中の地区別まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備していきます。

担い手の確保・育成

- ・各種補助事業の実施や研修会などの実施により、地域農業の担い手となる農業者や新規就農者に対する支援を強化します。また、経営改善や能力向上に向けた取り組みを関係機関と連携し支援します。

生産者の再建支援

- ・農業施設、農業機械を消失した農業者に対して、営農再開に向けた生産施設の整備及び農業機械の導入を支援します。
- ・被災した産直施設の本格的な営業再開に向けた取り組みを支援します。
- ・沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした特色ある農作物生産を推進します。

「農業の復興・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
農地・農業用施設等の復旧	<p>被災施設の復旧・瓦礫撤去・除塩対策</p> <p>営農再開</p> <p>被災施設の復旧</p>		
担い手の確保・育成	地域農業の担い手となる農業者や新規就農者への支援		
生産者の再建支援	<p>生産施設の整備及び農業機械の導入支援</p> <p>産直施設の再開支援</p> <p>沿岸地域の気象特性等を生かした特色ある農作物生産の推進</p>		

林業の復興・再生

復興に向けたねらい

被災した森林や林道の早期復旧に取り組み、生産施設の復旧・再生を支援するとともに、担い手の確保・育成を進めるなど、林業の復興・再生を図ります。

現状と課題

- ・森林が津波やそれに伴う山火事により被害を受けており、津波被害を受けた森林では、残った立木は塩害により成長が見込めず、伐採整理後に植林を行う場合も土壌改良等の必要があり多額の経費がかかります。森林所有者の努力だけでは被害を受けた森林全ての再生が見込めない状況であり、支援していく必要があります。
- ・地震と津波で林道が被害を受けており、復興に向け増大する木材需要に対応するためにも早期に復旧する必要があります。また、震災時に幹線道路が不通となり林道が利用されたことを教訓に、林道を木材生産のみならず災害時を想定した連絡道として整備することを検討していく必要があります。
- ・震災により林家のしいたけ生産設備や木材加工場が被害を受けており、早期に復旧する必要があります。
- ・震災により各産業が打撃を受けており、被災者の就業機会を確保する林業分野の取り組みが注目されています。
- ・今後大量かつ急速に進むと見込まれる被災住宅の再建に、地域木材の活用を促進していく必要がありますが、木材及び加工施設の現状からみて、市内を含む宮古管内だけでは供給が追いつかないことが予想されます。

施設等の被害（平成 23 年 7 月 26 日現在）

	被害状況	備考
森林	44.11ha	山火事、津波による被害
林道	11 路線 59 箇所	
生産施設	しいたけ生産設備 10 箇所	

復興に向けた取り組み

森林の再生

- ・被害森林の復旧を行う森林所有者の負担を軽減し、森林の再生を図ります。個人等では整備が困難な森林は広葉樹林化を検討するほか、防災機能上緊急に整備が必要な森林については県の治山事業を活用して再生を図ります。
- ・被害を受けた林道は、国庫補助事業により復旧を図ります。また、津波や山火事等の災害発生時を想定した連絡道としての林道整備を森林整備計画に位置付けます。

生産施設の復旧・再生支援

- ・人工ほだ場、乾燥機等の設備を早期に復旧させ生産活動の安定を図るため、しいたけ生産設備の復旧に取り組む生産者を支援します。
- ・林業分野が被災者の就労の場として注目されていることを踏まえて、生産量増大に向けた設備整備について支援していきます。

担い手の確保・育成

- ・自ら経営を行う林業担い手（林業新規就業者）を希望する者が林家等で行う研修等に対して支援を行います。被災者については、年齢等の支援要件するなど就業機会の拡大を図ります。

地域材の利用促進

- ・地域材を活用する被災住宅の再建に対して、既存の助成制度の見直しなどを含め支援策を検討します。
- ・公共施設の建設に際しては、可能な限り地域材を使用するよう努めます。

「林業の復興・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
森林の再生	森林の復旧・再生 林道の復旧		
生産施設の復旧・再生支援	しいたけ生産設備の復旧と生産量増大にむけた設備整備に対する支援		
担い手の確保・育成	担い手の確保・育成		
地域材の利用促進	被災住宅再建への地域材の利用促進支援策検討	公共施設建設への地域材の利用推進	

水産業の復興・再生

復興に向けたねらい

地域経済の早期復興を実現するため、市の基幹産業である水産業について生産から流通加工まで一体的な復興・再生を図ります。

現状と課題

- ・津波により「つくり育てる漁業」を推進してきた施設のほとんどが大破・消失し、種苗放流事業で育てきた天然資源も大きなダメージを受けました。「つくり育てる漁業」は市の水産業の中核であり、養殖施設や種苗生産施設など関連施設の復旧に早急に取り組む必要があります。
- ・震災による津波と地盤沈下により、市が管理するすべての漁港が壊滅的な被害を受けました。また、漁場、海岸保全施設及び漁業集落施設の被害も甚大です。漁業の再生のため早急に復旧させる必要がありますが、被害が大規模なため短期間での全面復旧は困難な状況です。優先順位を定め機能回復から本復旧へと計画的に取り組む必要があります。
- ・漁業者はもちろん水産業をとりまくすべての企業、団体が被災し、厳しい経営を余儀なくされています。経営意欲が失われないように継続的な支援を行う必要があります。
- ・被災により高齢の漁業者を中心に廃業が相次ぐ恐れがあります。生産力の低下を防ぐため、これまで以上に担い手対策に取り組む必要があります。
- ・市内2ヶ所の魚市場をはじめ流通加工体制を構成する多くの機能が被災しました。漁業の再生のため、流通加工体制を同時進行で再生させる必要があります。

水産施設等への被害（平成23年7月13日現在）

	被害状況	備考
水産施設	598箇所 養殖施設を除く	
漁船	2,606隻	
漁具（定置網など）	29箇所	
養殖施設	2,973箇所	
水産物（養殖）	3漁協	

復興に向けた取り組み

つくり育てる漁業の再生

- ・市の水産業の中心であり地域経済を支える柱である養殖ワカメ・コンブ、カキ、ホタテなどの養殖漁業や、秋サケを中心とした定置網漁業は、水揚げの早期再開を実現するため関連施設の復旧を支援します。
- ・全国一の水揚量を誇る天然アワビをはじめとした豊富な前浜資源は、市の復興に欠かせないものです。種苗生産施設の復旧や資源増殖事業の早期再開を支援します。

漁港・漁場・漁村の再生

- ・市の漁港は、全国一の生産量を誇る養殖ワカメなど「つくり育てる漁業」の重要な生産基盤であるとともに漁村の営みの要です。しかし、被災規模があまりに大きく、すべての漁港を短期間で復旧させるのは困難であることから、優先順位を定め、漁場の復旧とバランスを取りながら災害復旧事業を進めます。また、堤防や集落道などの施設の復旧は、地域防災計画や地区別まちづくり計画などを踏まえながら進めます。

生産者の経営再建

- ・担い手を守ることは、水産業の再生に不可欠な要件です。経営再建の意欲を失わせないため、災害復旧事業を可能な限り速やかに実施するとともに、共同利用漁船の導入支援対策など経営再建に対して継続的に支援します。

担い手の確保・育成

- ・被災からの再生段階においては、担い手の確保・育成はますます厳しいものとなりますが、市の水産業の将来のため中断することができない重要な課題であり、共同利用化や協業化など就業環境の整備に取り組むとともに、市独自の対策も継続して進めます。

流通加工体制の整備

- ・魚市場の復旧はもちろん、製氷施設、冷凍・冷蔵施設及び水産加工施設の再生は、地域経済の復興のみならず漁業の再生にも不可欠な要件であることから、一体的な早期復旧を支援します。

「水産業の復興・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
つくり育てる漁業の再生	被災施設の復旧 資源増殖への支援		
漁港・漁場・漁村の再生	瓦礫撤去等 港内の安全 確保対策 機能回復対策		
生産者の経営再建	経営支援対策 生活支援対策		
担い手の確保・育成	新規就業対策		
流通加工体制の整備	被災施設の復旧		

商業の復興・再生

復興に向けたねらい

中心市街地をはじめとする被災商業地の早期の再建と、被災者や買物弱者等へ対応した事業を支援し、「賑わいのあるまちづくり」を目指す商業の復興・再生を図ります。

現状と課題

- ・ 中心市街地の商店街のほとんどが被災しました。特に、中央通商店街は被害が大きく店舗の解体や廃業・移転をする事業者が多く見られ、振興組合の存続が危ぶまれていることから、事業継続等を支援する必要があります。
- ・ 末広町や大通の商店街の復旧は比較的早かったものの、被災による修繕費など負担が大きく、また、購買力の低下等による消費の減衰により、事業再開後も経営が困難な状態が続いています。このため、「復興市」の開催など商店街の賑わいを取り戻す取り組みを支援する必要があります。
- ・ 田老地区や鎌ヶ崎地区など沿岸部の店舗は、壊滅的な被害を受けています。田老地区では、共同店舗による事業が開始されましたが、他の地域では、事業再開の見通しも立っておらず、地域住民も日常の買物に不自由する状況となっています。早期再開のための事業者への支援や、商店の被災に伴い買物弱者が発生している地域への対策に取り組む必要があります。
- ・ 震災により、中心市街地をはじめとした商店街では廃業や移転、店舗の解体が進んでおり、商店街の衰退に拍車がかかっています。商店街機能を回復し活性化を図るため、後継者や新規創業者の確保・育成に向け、関係団体と連携し取り組む必要があります。

事業所の被災状況（平成23年7月11日現在）

	事業所数	備考
被災事業所	1,109 事業所のうち 481 事業所	仮設・移転再開を含む 43% が再開

復興に向けた取り組み

中心市街地の復興・再生

- ・ 各商店街及び商工会議所等の商業関係団体との連携や、「復興市」等の事業を支援を通じ、賑わい創出のための施策の推進に取り組めます。
- ・ 事業者の意識改革を進め、商店街の活性化と集積を図り、消費者にとって魅力ある商店街づくりの取り組みを支援します。
- ・ 中央通商店街において、関係団体と連携し共同店舗等を設置するなど、事業継続を支援します。

被災商業地の復興・再生

- ・ 被災事業者に対し支援制度についての情報を提供するとともに、関係団体と連携し共同店舗等の設置を行い、早期に事業再開ができるよう支援します。

- ・商店の被災により発生した買物弱者も含め、他の地域の買物弱者等へも対応するため、魚菜市場や商店街等の団体が行う、仮設住宅地等での移動販売など買物弱者支援事業の実施を支援します。

後継者や新規創業者の確保・育成

- ・商店街機能を回復し活性化を図るため、事業所等の開業や空き店舗を活用したチャレンジショップの取り組みを支援するなど後継者や新規創業者の確保・育成について、関係団体と連携し取り組みます。

「商業の復興・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
中心市街地の復興・再生	販わい創出の施策推進		
	魅力ある商店街づくりの取り組み支援		
	共同仮設店舗等の設置		
被災商業地の復興・再生	被災事業者に対する事業再開支援		
	団体で行う買物弱者支援事業実施の支援		
後継者や新規創業者の確保・育成	後継者や新規創業者の確保・育成		

工業の復興・再生

復興に向けたねらい

被災した工場等の早期の復旧・再建を図り、本市の産業振興を牽引する「モノづくり」を支える地場企業の育成と企業誘致を推進します。

現状と課題

- ・本市の工業は、コネクターを中心とする電子部品製造業、合板を中心とする木材・木製品製造業、水産加工を中心とする食料品製造業、金型部品を中心とする生産用機械器具製造業などからなっていますが、水産加工業をはじめとする工場の施設・設備の損壊・流失など甚大な被害を受けており、事業の維持・再開に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ・地場産業は、小規模の事業所が多く、技術力や経営基盤が弱い状況にあり、被災により事業所数や従業員数の減少がさらに進むことが危惧されますが、食料品製造業をはじめとする付加価値の高い製品の開発や販路拡大・異分野進出など、経営の近代化に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ・さらなる雇用の場の創出を図るため、コネクター・金型産業を中心に、さらに工業集積を進めるとともに、既存工場の適地の整備や新たな工場団地の調査・検討を行うなど、企業誘致に積極的に取り組む必要があります。

震災による被災事業者の状況（平成 23 年 7 月 11 日現在）

	事業所数	備考
製造業	123 事業所	うち水産加工業 49 事業所

資料：宮古市産業支援センター調査

復興に向けた取り組み

工場の復旧・再生支援

- ・被災した企業・事業者が事業再開できるように、建物新築、建物・設備・機械の修繕、設備・機械の取り替え等について、国や県に補助金などの支援を働きかけます。

地場企業の育成支援

- ・モノづくりを支える産業人材の育成を図り、地場企業のレベルアップと経営基盤の強化を支援します。また、工業振興の推進体制の充実を図るとともに、宮古・下閉伊モノづくりネットワークをはじめとする連携ネットワークを活かしながら、高付加価値化のための技術力強化や販路拡大・異分野進出などを支援します。

企業誘致の推進

- ・コネクター・金型等の既存の工業集積に関連する産業や、地域資源を原材料とする食品産業、木材加工やリサイクル等の港湾利用型産業など、本市の地域特性を活かした優位

- 性のある分野のほか、新製品・新技術開発による先端産業などの新たな産業分野について、関係機関と連携、各種制度を活用しながら積極的な企業誘致を推進します。
- ・企業誘致による工場新設や既存企業の増設の受け皿となる用地を確保するため、工場適地の基盤整備に努めるとともに、新たな工場団地の調査・検討を進めます。

「工業の復興・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
工場の復旧・再生支援	工場の復旧・再生支援		
地場企業の育成支援	地場企業の育成支援		
企業誘致の推進	企業誘致の推進		
	工場適地の基盤整備と新たな工場団地の調査・検討		

企業・事業者の復興・再生

復興に向けたねらい

被災した企業・事業者の早期事業再開を支援することにより、すべての産業分野の復興・再生を実現し、地域産業のさらなる成長を目指します。

現状と課題

- ・非常に多くの企業・事業者が被災し、店舗や工場等が甚大な被害を受け、従業員の解雇・休業等の雇用調整を余儀なくされました。事業廃止に追い込まれた企業・事業者もありますが、事業再開を目指す企業・事業者の多くは経営基盤が不安定になったことから、資金借り入れや設備導入にあたっての負担軽減を図る必要があります。
- ・被災した企業・事業者が早期に事業再開できるように、国や県に対し強力な支援を働きかけるとともに、市独自の各種支援制度の拡充や創設に向け取り組む必要があります。
- ・企業・事業者の復興・再生と同時に、将来展望を抱きながら、地域産業の成長に向けた新たな事業の創出に向け取り組む必要があります。

震災による被災事業者の状況（平成 23 年 7 月 11 日現在）

	事業所数	備考
商業	351 事業所	
サービス業	555 事業所	うち旅館 33、運輸 14
製造業	123 事業所	うち水産加工 49、食品加工 30
その他	80 事業所	

資料：宮古市産業支援センター調査

復興に向けた取り組み

金融・経営支援

- ・被災した企業・事業者が行う復旧資金の借り入れや機械設備等の導入に対して支援します。

各種支援制度の活用促進

- ・被災した企業・事業者が早期に事業再開できるよう各種支援制度の拡充や創設を、国や県に対し働きかけます。また、支援制度の活用について周知を図り、きめ細やかに支援します。

事業再生・成長支援

- ・企業・事業者の再生を促すために、関係機関と連携して相談体制を整え、各種情報を提供します。

- ・企業・事業者の再生や新たな取り組みを支援するために、各種補助制度の積極的な導入を行います。また、新規創業・異分野進出や企業・事業者が連携・共同して行う新たな事業創出に向けた取り組みを支援します。

「企業・事業者の復興・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
金融・経営支援	金融支援		
	設備導入支援		
各種支援制度の活用促進	各種支援制度の活用促進		
事業再生・成長支援	相談体制の整備・各種情報提供		
	各種補助制度の導入・新たな事業創出支援		

観光の復興・再生

復興に向けたねらい

被災した観光施設などの早期復旧を図り、本市の特徴である森・川・海の豊かな地域資源を総合的に結びつけた観光の魅力を高め、観光の復興・再生を図ります。

現状と課題

- ・津波により、主要な観光施設等が壊滅的な被害を受けていることから、これら施設等の早期復旧に向け取り組む必要があります。
- ・震災に伴い、観光客の受入体制がぜい弱化していることから、観光関係者との連携を強化し、官民一体となって体制を再構築する必要があります。
- ・これまで取り組んできた地域観光資源の活用に加え、新たな観光資源の創出に取り組む必要があります。
- ・誘客を図るため、震災の影響による風評被害を最小限にとどめ、正確な情報を発信する必要があります。

施設等の被害

被害の内容	施設名	被害内容	備考
観光施設	浄土ヶ浜レストハウス シートピアなあと	半壊 半壊	
その他施設	遊歩道等	損壊	浄土ヶ浜、真崎地区等
	キャンプ場	全壊	姉吉、沼の浜、中の浜
	観光トイレ等 12箇所	全壊	

復興に向けた取り組み

観光施設等の復旧

- ・浄土ヶ浜をはじめとする主要な観光資源や遊歩道等について、国や県の支援を得ながら早期復旧に取り組めます。
- ・浄土ヶ浜レストハウスなどの観光施設の復旧を図るなど事業の再開に向け取り組めます。
- ・海岸に漂着した瓦礫の撤去などを進め、海水浴場の早期再開を図ります。

受入体制の再構築・支援

- ・観光施設等における避難路や避難誘導表示の再整備など、緊急時における避難対策を施し、観光客受入に向けた安全対策に取り組めます。
- ・観光協会や宿泊業者、交通事業者などの観光関係者との情報共有や連携を強化し、観光客の宿泊や二次交通の確保など受入体制を再構築します。
- ・観光ボランティアの育成を図るとともに、「もてなし観光文化検定」を再開するなど、市民のもてなし意識の向上を図り、観光客の再訪につながる体制づくりに取り組めます。

地域観光資源の再生

- ・観光関係団体等と連携し、浄土ヶ浜まつりなど地域の観光資源を活用した各種イベントの早期の復活を図ります。
- ・体験型観光実践者を始め観光、宿泊、交通事業者等と連携し体験型観光の整備を図ります。また、関係団体と連携し、津波による被災体験についての学習・研修を目的とした誘客に取り組みます。
- ・本市の歴史、伝統、文化等を見つめ直し、新たな観光資源の掘り起こしを行います。
- ・国が提唱する三陸復興国立公園（仮称）や、いわて三陸ジオパークの取り組みと連携した観光資源の創出を図ります。

復興情報の発信

- ・観光協会など関係団体と連携し、復興過程における正確な情報を発信します。
- ・平泉文化遺産の世界遺産登録や、いわてデスティネーションキャンペーンの実施などにより、岩手への注目が高まっていることから、これらと連動した情報発信に取り組みます。

「観光の復興・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
観光施設等の復旧	観光施設等の復旧、事業再開に向けた取り組み		
	海岸の瓦礫撤去等 海水浴場等再開		
受入体制の再構築・支援	観光客受入れに向けた安全対策		
	官民一体となった受入体制の再構築		
	観光客を迎え入れる市民のもてなし意識の向上・観光客の再訪につながる体制づくり		
地域観光資源の再生	各種イベントの早期復活		
	体験型観光の整備		
	本市の歴史、伝統、文化などを見つめ直した新たな観光資源の掘り起こし		
	三陸復興国立公園（仮称）などと連携した新たな観光資源の創出		
復興情報の発信	復興に向けた正確な情報の発信		
	平泉文化遺産の世界遺産登録などと連動した情報の発信		

港湾の復興・再生

復興に向けたねらい

被災した港湾施設の早期復旧・復興を図り、産業・経済活動の振興やみなとを活かしたまちづくり、安全性の確保を図ります。

現状と課題

- ・防波堤が水没・倒壊・損壊し、港内静穏度が確保できない状況であることから、早期に復旧する必要があります。
- ・岸壁、物揚場が空洞化・沈下しており、水揚げ、荷役作業に支障をきたしていることから、早期に復旧する必要があります。
- ・被災直後、全ての港湾機能が失われましたが、海上啓開作業により、早期に最低限の港湾機能の回復は図られました。しかし、港内や岸壁前面に沈船や瓦礫が残っており、早期に除去作業を行う必要があります。
- ・公共上屋並びに民間所有の上屋は全て被災したほか、民間所有の荷役機械も被災し、船が入港しても荷役・保管がほとんどできない状況にあることから、早期に復旧する必要があります。
- ・防潮堤、水門、陸閘も被災していることから、早期に復旧するほか、水門、陸閘の自動化・遠隔操作化を図り、安全性を確保する必要があります。
- ・海洋レクリエーションの拠点である「リアスハーバー宮古」は、全て損壊し利用できない状況にあることから、早期に復旧する必要があります。

復興に向けた取り組み

港湾機能の確保

- ・物流や防災、さらに海洋レクリエーションの振興を図るうえでも、防波堤は必要不可欠な施設です。その復旧を国や県に対し働きかけ、各ふ頭の静穏度を確保します。
- ・地盤沈下した岸壁の早期復旧を、国や県に対し働きかけ、水揚げ、荷役作業に支障がないようにします。
- ・海底障害物について、必要に応じ撤去作業を行うよう国や県に対し働きかけ、港内の安全を確保します。

物流・産業基盤としての機能の確保

- ・公共上屋及びくん蒸上屋について、早期復旧が図られるよう国や県に対し働きかけます。また、民間所有の上屋及び荷役機械等の復旧を支援し、物流機能を確保します。

防災機能の確保

- ・防潮堤、水門、陸閘の早期復旧を国や県に対し働きかけるほか、防潮堤未整備地区の早期着工についても同様に働きかけ、防災機能を確保します。

親水空間の確保

- ・ 神林木材港及びリアスハーバーの復旧整備については、「宮古市港湾振興ビジョン」を踏まえ、水面貯木の利用状況や漁船・プレジャーボート等の利用・保管需要の動向、リアスハーバーとの連動も考慮しながら、各機能の再編・集約について関係者での協議、調整を進め、単なる原形復旧にと止まらず、使い勝手の良い港になるよう国や県に対し働きかけます。
- ・ 本市や宮古港の復興を全国にPRするため、平成 28 年国民体育大会セーリング競技開催に向け支援を強化します。

「港湾の復興・再生」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
港湾機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 防波堤の復旧等要望 地盤沈下した岸壁の早期復旧等要望 海底障害物撤去要望 		
物流・産業基盤としての機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 物流・産業基盤としての機能の確保要望 修繕費補助 		
防災機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 防災機能の確保要望 		
親水空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> 防波堤等の原形復旧・静穏度の確保要望 神林木材港及びリアスハーバーの再整備要望等 	<ul style="list-style-type: none"> 国体開催支援 	

(3) 「安全な地域づくり」関連

災害に強いまちづくりの推進

復興に向けたねらい

被災地区の再整備計画を策定し計画的な土地利用を進めるとともに、防潮堤など海岸保全施設の再整備を促進し、津波による被害を最小限に止めることができるまちづくりを進めます。

被災地区の再整備にあわせて、公共施設の再配置について検討を行い、適切な公共施設の復旧・再生を図ります。

再生可能エネルギーの確保・推進を図るとともに、上下水道・電気・電話などのライフラインの再構築を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

現状と課題

- ・津波により市内各所で住家が被災し、家屋の流失、全半壊が約 4,700 戸、死者及び行方不明者の合計が約 670 名に上りました。このような状況のもと、土地の利用について何らかの規制、制限、誘導等を行わないまま放置すると、浸水危険地域への住家の建築等が進み、再び大きな人的、物的損害を被ることとなりかねません。
- ・土地の利用の規制、制限、誘導等を行うにあたっては、住民の合意を十分に得る必要があります。また、区画整理事業の実施等も考慮しなければなりません。また、財源の問題、事業期間の長期化等の問題もあることから、財源や特区制度など国による支援の状況について動向を注視していく必要があります。
- ・津波は長い年月をかけて整備した防潮堤を破壊し、あるいは乗り越えて来襲し、多くの人命や財産が失われました。このことから、被災地のまちづくりを行ううえでは、単に防潮堤の整備に止まるのではなく、津波による被害を最小限に抑える「減災」の考え方から、避難路の整備、防浪ビル等の建設など多重防災型のまちづくりを目指す必要があります。また、津波により幹線道路の浸水、線路の流失、鉄橋の落下など交通インフラについても被害を受けましたが、一部の被災地においては、嵩上げをして建設された幹線道路が防潮堤の役割を果たし浸水被害を食い止めた例もあることから、交通インフラの復旧に際しては、これらの例を参考にする必要があります。
- ・津波により防潮堤、防波堤などの海岸保全施設が被害を受けており、早期の復旧が必要になっています。また、防潮堤が未整備の地域では浸水により甚大な被害を受けたため、次の災害に備え早急に整備する必要があります。
- ・県管理の閉伊川等の 2 級河川に設けられている水門施設等が被災し、応急復旧が行われています。
- ・市の管理の河川、橋梁にも大きな被害がでており、早急に復旧する必要があります。
- ・津波により被災した公園と、仮設住宅の建設用地として利用している都市公園、開発緑地公園のあわせて 23 カ所が公園としての機能を失っています。また、被災した公衆トイレについ

ては、公衆衛生を維持するためにも、早急に復旧する必要があります。

- ・海沿いの産業振興施設や文教施設、医療・社会福祉施設など、主要な公共施設は壊滅的な被害を受けており、これら施設の早期復旧・再生と再開に向けて取り組む必要があります。
- ・被災を免れた施設の中には、2度の市町村合併を経て、重複・類似・老朽化した公共施設が多い上に、その施設内容も、計画時に考えられた機能や規模のままであることから、市民が求める機能とかい離しつつあり、復旧・復興とあわせて、公共施設の統廃合・適正配置を進め、施設の有効活用、管理運営の効率化を図る必要があります。
- ・行政機能の中核であり防災拠点でもある市役所本庁舎が被災し、応急対策に支障をきたす状況にあったことから、災害に強い拠点施設を再構築する必要があります。
- ・災害時に発生した停電により、市民生活に多大な影響が生じたことから、非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入を促進する必要があります。
- ・3月11日の発災と同時に市内のライフラインが寸断され、市内全域で断水、停電、固定電話等の通信施設が使用出来ない状況が続きました。全てのライフラインが復旧するまでには長期間を要し、震災からの早期復旧の障害となったことから、災害に強いライフラインを構築する必要があります。
- ・水道施設については、建物流失に伴う給水管の損壊が多く発生したため、漏水個所の搜索、修繕を実施し、震災前の状態に復旧する必要があります。さらに、復興計画の実施に伴う、新たな宅地開発等で生ずる水需要に速やかに対応する必要があります。
- ・下水道施設については、処理場、ポンプ場等が被災したことから応急復旧により施設の運転を行っていますが、施設の適正な運転のため、早急な本復旧が必要となっています。また、被災地区の整備計画との整合性を図りながら、汚水処理に係る面整備を推進する必要があります。
- ・津波により、陸域・海域に大量の災害廃棄物が発生し、市民生活に多大な影響が生じていることから、できる限り早期に処理完了する必要があります。

施設等の被害

	被害状況	備考
住宅への被害	全半壊 4,675 棟	
河川	市管理河川 23 箇所 橋梁被害 15 箇所	8月1日現在
公園	10 箇所	全壊、半壊、浸水等による被害
その他公園施設（県委託施設）	3 箇所	
公衆衛生施設	1 箇所	半壊
公共施設の建物被害	【全壊】田老診療所ほか 63 施設 【半壊】市民文化会館ほか 21 施設 【一部損壊等】市役所本庁舎ほか 42 施設	

上水道	宮古浄水場	電気、機械、滅菌設備の損傷及び浄化棟建屋の損傷
	宮古第1・第2取水場	電気設備の損傷
	給水管漏水	
田老簡易水道	加圧ポンプ場 みなと橋添架配水管 乙部地区水管橋	
重茂北部簡易水道	配水管	
川代飲料水供給施設	浄水場 橋梁添架管	
下水道事業	宮古中継ポンプ場 田老浄化センター 津軽石処理場 千鶏処理場 マンホールポンプ場	建屋、機械・電気設備等の損傷
電気・電話	電気・電話とも市内全域で不通	発災時

復興に向けた取り組み

地区別まちづくり計画(被災地区の再整備計画)の策定

- 被災の状況、地区の被災類型等を勘案し安全確保の方法などの検討を図るとともに、アンケートや懇談会等により住民の意向を反映しながら、被災地区ごとの再整備の計画を策定します。

計画的な土地利用の推進

- 策定した被災地区の再整備計画等に基づき、土地の利用規制である都市計画用途区域の変更や効率的な土地利用のために実施する区画整理事業について、その要否も含めて検討し、被災地区の計画的な土地利用を推進します。
- 住宅地の嵩上げの実施、住家の高台移転等の推進のため、導入可能な国の補助事業等について、各種土地利用規制との調整も含めて検討します。また、浸水危険区域外への住家建設のための補助制度の創設の可否も含めて検討します。

海岸保全施設等の復旧・整備

- 被害を受けた防潮堤などの海岸保全施設について、国、県、関係団体と連携し、早期復旧・整備に取り組みます。
- 県管理の河川の復旧について、県と連携し早期復旧・整備に取り組みます。
- 市管理の河川の護岸復旧や浚渫工事を行うとともに橋梁の復旧を推進します。

多重防災型施設の整備促進

- ・津波による被害を最小限に抑えるため、避難路の整備に加え、防浪ビル等の建設を検討します。また、幹線道路や鉄道の復旧にあたっては、関係団体と連携し、浸水区域における二線堤化を国、県及び鉄道事業者に働きかけます。

公園等の復旧

- ・市民の潤いのある快適な生活環境を整えるため、全壊又は半壊した公園や公衆トイレを復旧します。

公共施設の再配置

- ・産業振興施設や文教施設、保健・医療・社会福祉施設など、安全で快適な生活環境を支える公共施設の早期復旧・再生と再開の取り組みを進めます。
- ・全庁的な視点のもとに施設の維持管理のさらなる効率化や更新費用の低減、平準化を進め、コストと便益の最適化を図りつつ公共施設を管理・活用するための取り組みを進めます。
- ・公共施設の再配置に併せて、災害対策本部機能や災害に強い拠点施設としての市役所本庁舎のあり方について検討します。

再生可能エネルギーの確保・推進

- ・災害時等において必要なエネルギーが安定供給できるよう、大規模太陽光発電施設や風力・波力・小水力発電施設など再生可能エネルギー導入の可能性について調査・研究します。
- ・各家庭における太陽光発電システムやバイオマス燃料の導入を促進します。

災害に強いライフライン(上下水道・電気・電話)の整備促進

- ・災害に強い都市づくりを行うため、電気・電話などのライフラインの耐震強化の促進について関係事業者に対し働きかけます。
- ・災害に強い上下水道を構築するため、老朽化した施設の改築・更新及び耐震化を進めます。また、被災地域の復興や新たな宅地開発及び道路改良等に伴って生ずる水需要に速やかに対応します。

廃棄物の適正処理

- ・市民生活の再建を促進するため、生活環境に支障が生じている災害廃棄物を撤去し仮置場へ移動するとともに、仮置場に移動した災害廃棄物について、再生利用を考慮しつつ適正に処理します。

「災害に強いまちづくりの推進」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
地区別まちづくり計画(被災地区の再整備計画)の策定	地区別まちづくり計画の策定		
計画的な土地利用の推進	都市計画区域設定等の検討 浸水区域外への住宅建設誘導手法の検討	都市計画区域変更等	浸水区域外への住宅建設の推進
海岸保全施設等の復旧・整備	海岸保全施設(防潮堤)、河川等の復旧・整備(H23-31)		
	市管理の河川の橋梁復旧、浚渫工事		
多重防災型施設の整備促進	幹線道路、鉄道の二線堤化の促進 避難路等の検討・整備	防浪ビル等建設の検討	
公園等の復旧	公園・公衆トイレの復旧		
公共施設の再配置	施設の修繕・新設・再配置 施設の管理・運営の効率化		本庁舎のあり方の検討
再生可能エネルギーの確保・推進	再生可能エネルギーの導入可能性調査・研究		
	各家庭における太陽光発電システム等の導入促進		
災害に強いライフラインの整備促進	上下水道の復旧・復興に伴う整備		電気・電話などライフラインの耐震強化の促進
廃棄物の適正処理	災害廃棄物の移動・処理		

災害に強い交通ネットワークの形成

復興に向けたねらい

鉄道等の公共交通の復旧・再生を図るとともに、災害時における安全性の高い道路網を構築し、災害に強い交通ネットワークを形成します。

現状と課題

- ・本市や三陸沿岸の復興には、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路が欠かせません。国土交通省では、両路線を「復興道路」として位置づけて計画策定を進めており、早期着工が望まれます。また、国道 340 号は「復興支援道路」として、全線整備と立丸峠トンネル化が必要とされています。
- ・国道 45 号、106 号は、被災箇所の早期復旧と、地震、津波に強い改良整備に取り組む必要があります。特に 106 号は、沿岸部と内陸をつなぐ物流の重要路線であり、「宮古盛岡横断道路」として直轄権限代行による早期に整備を完了する必要があります。
- ・主要地方道重茂半島線、県道崎山宮古線の被害が甚大であり、復旧はもとより、防災の観点からも改良整備を図る必要があります。
- ・災害時の緊急患者搬送路ともなる県立宮古病院へのアクセス道路としての北部環状線を早期に完成する必要があります。
- ・災害時に集落が孤立したことから、市道路線の改良や新路線の整備を検討し、幹線と生活道路の結接・強化を図る必要があります。
- ・市内の路線バスは、発災とともに全線で運転を見合わせましたが、震災後 5 日目から道路の復旧状況に応じて順次再開し、現在、通常どおり運行されています。しかし、仮設住宅への入居などに伴う利用者ニーズの変化への対応や、都市の復旧・復興にあわせて路線の見直しなどを進める必要があります。
- ・鉄道施設は、橋梁、線路、駅舎の流失・損壊など甚大な被害を受け、一部区間で運転が再開されたものの、全線復旧には大規模な工事と莫大な費用が必要であり、早期復旧に向けて国・県並びに鉄道事業者や関係機関と連携して取り組みを進める必要があります。

施設等の被害

	被害状況	備考
道路	市道 49 箇所	
鉄道	JR山田線：宮古・釜石間 80 箇所 三陸鉄道：南リアス線 247 箇所 北リアス線 70 箇所	

復興に向けた取り組み

高規格幹線道路等の整備促進

- ・「復興道路」として、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路の早期着工・完成に向け、県や関

係市町村と連携し国に対して働きかけを強めるとともに、最大限の支援を行います。

- ・「宮古盛岡横断道路」の直轄権限代行での早期全線整備、国道 340 号の早期の全線完成や改良を国に強く働きかけます。
- ・被災した国道、県道については、災害に強い道路への改良を含めて整備促進を働きかけるとともに、宮古西道路の早期着工完成に向け、県と連携して取り組みます。

市内幹線道路・生活関連道路の復旧・整備

- ・北部環状線の早期完成に向け、県と連携して取り組みます。
- ・被災した市道の復旧工事を行います。
- ・被災時に集落が孤立しないよう市道路線の改良整備を図るとともに、新路線の整備について検討を図ります。
- ・住宅地や集落内の生活関連道路は、日常生活の利便性はもとより、災害時の避難路としての役割を備えた整備を図ります。

公共交通の復旧と再生

- ・事業者や関係機関、市民などで組織する「地域公共交通会議」を中心として、利用者のニーズの変化や都市の復旧・復興にあわせた路線の見直しなど、公共交通のあり方について検討を行い、持続可能な公共交通体系を構築します。
- ・採算の合わないバス路線に対しては、市などによる財政支援を行うなど、路線の維持・確保に努めます。
- ・JR 山田線宮古・釜石間及び三陸鉄道の全線復旧とともに、災害に強い鉄道の整備促進について、関係機関と連携し国や県に対し強く働きかけます。

「災害に強い交通ネットワークの形成」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
高規格幹線道路等の整備促進	三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、宮古盛岡横断道路、宮古西道路の整備促進		
	国道・県道の復旧		
市内幹線道路・生活関連道路の復旧・整備	北部環状線の整備促進		
	市道の復旧、改良整備		
公共交通の復旧と再生	持続可能な公共交通体系の検討		
	路線バスの維持・確保		
	JR 山田線、三陸鉄道の全線復旧、災害に強い鉄道の整備促進		

地域防災力の向上

復興に向けたねらい

避難場所、避難路、避難誘導標識等の防災施設を整備し、災害時における市民の安全を確保するとともに、防災意識の醸成と知識の向上、自主防災組織の育成・強化を図りま

現状と課題

- ・津波により一部の避難場所が浸水したほか、避難路、避難誘導標識等の防災施設の多くが流失、倒壊の被害を受けており、これら施設の早急な復旧と新たな防災施設の整備が必要となっています。
- ・大津波警報発令にも関わらず避難しなかった人や、避難後に自宅などへ戻った人の多くが津波の犠牲になってしまいました。このため、さらなる防災意識の醸成と防災知識の普及・啓発を図る必要があります。
- ・災害から身を守るためには、自らの防災意識を高めることに加え、地域住民がともに助け合うことが重要であり、地域が力をあわせて災害から身を守るための自主防災組織の組織化とその活動の強化を図る必要があります。
- ・震災により多くの消防屯所や消防車両が被害を受けたことから、施設の復旧や車両等の配備を早急に進め、消防力の回復に向け取り組む必要があります。

施設等の被害

	被害状況	備考
避難場所の冠水	5箇所	
避難路の損傷	5箇所	
誘導標識等の損壊	60箇所	
消防車両の被害	消防ポンプ自動車 6台 小型ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 8台	
消防屯所被害	流出・全壊 6箇所 浸水・損壊等 11箇所	
消防団員の被災	19箇分団	

復興に向けた取り組み

防災施設(避難路、誘導標識等)の復旧、整備

- ・津波によって被害を受けた避難路、避難誘導標識等の防災施設の速やかな復旧を図るとともに、浸水した避難場所の代替地の選定・整備を行い、それに合わせた避難路・誘導標識等の整備を行います。

防災意識の醸成と知識の向上

- ・新たに制定された「津波防災の日（11月5日）」や防災に関する記念日などに広報紙やホームページ等を通じて津波に対する意識啓発を行うほか、市が実施する総合防災訓練、津波避難訓練への参加を促進します。
- ・自治会、町内会、自主防災組織と連携した研修会、学習会などを開催し、防災意識の醸成と知識の向上を図ります。

自主防災組織の育成・強化

- ・自主防災組織が未組織の地域自治組織等に対して組織化のための支援を行います。
- ・自主防災組織が行う避難訓練や避難場所・避難路の整備、防災活動用品の配備など防災活動を支援し、組織の強化を図ります。

消防力の回復

- ・安全、安心な地域づくりに向け、被災した消防団の消防屯所、消防ポンプ自動車等の早期の復旧を図ります。

「地域防災力の向上」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
防災施設の復旧、整備	<p>防災施設の復旧</p> <p>防災施設の整備</p>		
防災意識の醸成と知識の向上	津波に対する意識の啓発、訓練への参加促進		
自主防災組織の育成・強化	自主防災組織の組織化、活動への支援による組織強化		
消防力の回復	消防屯所や消防自動車等の復旧		

防災・危機管理体制の強化と再構築

復興に向けたねらい

市民を災害から守るための備えと発災時の災害対策、被災者の救護・救援を円滑に行うための施設の整備等を推進します。

現状と課題

- ・避難所・避難場所の浸水状況や地盤沈下による浸水区域の変化などを踏まえ、地域防災計画、ハザードマップ、災害時の行動マニュアル等を見直す必要があります。
- ・停電や浸水による市役所本庁舎機能の停滞や、通信機能の遮断による災害対策本部機能の重大な障害により初期活動が滞ったほか、救援物資の備蓄倉庫のスペースの不足や老朽化の問題が生じています。
- ・停電により防災行政無線が一時不通になり、住民に不安と混乱が生じました。このため、防災行政無線を補完する情報伝達手段を確保する必要があります。
- ・避難所での応急救援物資の不足や配送の遅れにより、被災者救援に支障をきたしたことから、避難所開設・運営や救援物資提供などの被災者救護・救援体制の再構築が必要になっています。
- ・ボランティア活動については、宮古市社会福祉協議会と連携した活動を推進していますが、今後も応急復旧、被災者支援を円滑に行うための、ボランティア団体との連携の強化が必要です。

施設等の被害

	被害状況	備考
防災行政無線被害	57件	同報系
	46件	移動系
戸別受信機	1,847台	

復興に向けた取り組み

地域防災計画、行動マニュアルの見直し

- ・浸水区域の変化を踏まえたハザードマップを作成するとともに、地域防災計画や行動マニュアル等の検証、見直しを行います。

防災拠点施設の整備

- ・災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための防災活動拠点施設の整備を図ります。

市民への情報伝達手段の再構築

- ・市民に対する迅速かつ正確な情報の提供のため、防災行政無線のデジタル化やICT(情報通信技術)の活用などによる情報伝達の充実・強化を図るとともに、コミュニティ

M放送との連携を図ります。

被災者救護・救援体制の再構築

- ・避難所において被災者への物資の支給などを速やかに行うため、避難所に通信機器を整備するほか、物資の備蓄を行い、施設管理者、自主防災組織との情報共有を図ります。

災害ボランティア団体等との連携強化

- ・日本赤十字社、宮古市社会福祉協議会等と協力し、防災ボランティア団体の把握やその連携強化、活動への支援を行います。
- ・大型量販店、民間輸送業者、建設関連業者など民間事業者との災害時応援協力体制を強化します。
- ・災害発生時における各種応急復旧活動について、人的・物的支援に関する他自治体との協力体制を強化します。

「防災・危機管理体制の強化と再構築」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
地域防災計画、行動マニュアルの見直し	地域防災計画、行動マニュアル等の見直し		
防災拠点施設の整備		防災拠点施設の整備	
市民への情報伝達手段の再構築	ICTの活用などによる情報伝達の充実・強化、コミュニティFMとの連携	防災行政無線のデジタル化	
被災者救護・救援体制の再構築	避難所への通信機器整備と情報共有		
災害ボランティア団体等との連携強化	防災ボランティア団体との連携強化		
	民間事業者との連携強化		
	他自治体との協力体制強化		

災害記憶の後世への継承

復興に向けたねらい

多くの市民の生命と財産を奪った震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、震災の記憶を風化させないための取り組みを推進します。

現状と課題

- ・大津波はこれまでに、数十年あるいは数百年という周期で襲ってきています。津波被害から市民を守るため、その恐ろしさを次の世代に伝えていく必要があります。
- ・東日本大震災の被災の記憶を風化させることなく、様々な体験や教訓を後世に伝え、災害に強いまちづくりや市民の防災意識の啓発など、今後の復興に役立てる必要があります。
- ・震災の資料などを収集・分析し、整理・保存するとともに、市民及び関係機関などへ公開し活用を図る必要があります。また、様々な体験や教訓を後世に伝え、震災の記憶を風化させないための各種事業に取り組む必要があります。

復興に向けた取り組み

防災教育の充実

- ・津波防災をはじめとする防災の正しい知識を習得できるよう、小・中学校、高校、地域、自主防災組織等と連携し、防災教育の充実を図ります。

震災資料の整理と災害記録の作成

- ・多くの市民の生命と財産を奪った震災の記憶を後世に伝承し、被災体験や教訓を生かすために、災害映像や写真データ、災害記録関係資料などを収集し保存するとともに、市民はもとより全国に発信します。

震災メモリアルパークの整備

- ・震災発生及び復興に関する記憶や市民の体験などを後世に伝えるため、津波記念公園など震災メモリアルパークを整備します。

「災害記憶の後世への継承」の取り組み

	復旧期(H23-25)	再生期(H26-28)	発展期(H29-31)
防災教育の充実	防災教育の充実		
震災資料の整理と災害記録の作成	災害記録の作成		
震災メモリアルパークの整備	津波記念公園等の整備		

第4 復興重点プロジェクト

本復興計画全体を先導し、計画に関わる全ての市民が「復興を実感」できるよう、計画期間内に緊急かつ優先的に実施しなければならない五つの施策を重点プロジェクトとして設定し、重点的な実施を図ります。

(1) すまいの再建支援プロジェクト

今回の東日本大震災において、本市では約4,700棟の家屋が被災・流失しました。現在、仮設住宅等によるすまいの確保を図っていますが、震災による傷を癒し、明日への希望を抱かせるためには、被災者の恒久的すまいを確保することが震災復興の重点課題の一つとなっています。

被災世帯は高齢世帯、単身世帯などその形態は多様であり、このことから住宅の再建方法も、被災者個々の状況に応じて異なるものと想定されます。したがって、すまいの確保も、公営住宅の整備や個別再建支援など被災者の多様な要望に応える必要があります。

このため、住宅再建のための用地の確保や、公営住宅の整備あるいは個別再建への支援制度の創設など、多様な住居の確保に応える「すまいの再建支援プロジェクト」に取り組めます。

(2) みなとまちの産業振興プロジェクト

東日本大震災に伴う津波によって、本市の水産業をはじめとした沿岸地域の産業基盤の多くが大きな被害を受けました。産業と経済の復興は、復興計画の大きな柱の一つに位置付けられており、漁港施設、商業集積地域及び工業地域の生産基盤の早期復旧・再生や雇用の維持確保は、早急に取り組むべき課題です。

このため、産業基盤を守る海岸保全施設や防潮堤の整備の促進と合わせ、災害に強い産業基盤の整備や、産業基盤の集積を推進する土地利用を図るとともに、各産業における生産の拡大、担い手育成などの産業支援に取り組み、さらに、6次産業化の推進を図るなどの「みなとまち産業振興プロジェクト」に取り組めます。

(3) 森・川・海の再生可能エネルギー開発プロジェクト

東日本大震災においては、被災地域も含め広い範囲で停電となり、初期復旧作業や避難者支援に大きな障害となりました。また、津波を受け損傷した原子力発電所からの放射能漏れ事故も発生したことから、災害に強くクリーンな再生可能エネルギーの重要性が高まっています。

このため、本市の復興にあたっては、太陽光、波力や河川などの自然エネルギー資源を活用した再生可能エネルギーの活用を図る「森・川・海の再生可能エネルギー開発プロジェクト」に取り組めます。

(4) 防災拠点の形成プロジェクト

東日本大震災では、沿岸部に配置した地区センター、公民館や消防屯所などの多くが被災しました。これらの施設は地域の安全確保とコミュニティの形成に大きな役割を果たしており、震災復興を図るためにはその整備が急がれます。

これらの施設の復旧にあたっては、津波で流出する心配がなくアクセス性の高い地域に配置し、災害発生時には地域防災の拠点ともなる施設として整備していく必要があります。

このため、平時は消防団や地区コミュニティの拠点、また、災害発生時は地域の防災拠点となる複合的な機能を持つ施設としての整備を可能な限り進める「防災拠点形成プロジェクト」に取り組みます。

(5) 情報伝達システムの再構築プロジェクト

防災のまちとして、防災無線や避難路、避難場所の整備を進めてきた本市であります。今回の被災でその内容の見直しが求められています。特に、防災無線は被災直後一時不通となり、初動体制に遅れが出たほか、情報伝達手段を失い孤立した集落も発生し、住民に不安と混乱が生じました。

災害時の情報伝達は、市民の命をつなぎ、安全なまちづくりに欠くことのできないものであることから、今後は、多様な情報伝達システムを構築する必要があります。

このため、これまでの防災無線のデジタル化の推進に加え、その補完手段の導入や、コミュニティFM放送を活用したきめ細かな情報を伝達するシステムを構築し、市民の尊い命を守るための「情報伝達システムの再構築プロジェクト」に取り組みます。

(6) 災害記憶の伝承プロジェクト

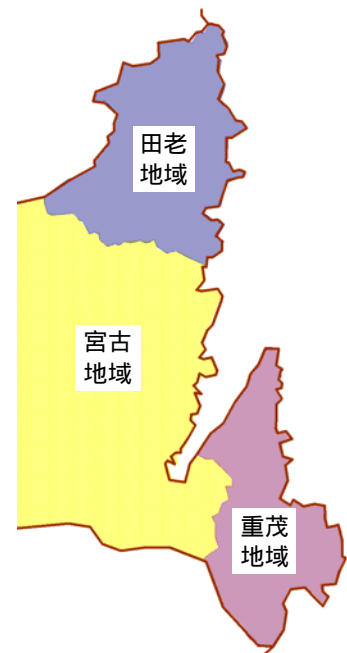
本市は、過去幾多の災害から立ち上がり「防災のまち」を築いてきましたが、東日本大震災に伴う大津波は、再び多くの尊い命と貴重な財産を奪い去りました。この地で暮らす上では、津波の襲来は避けて通ることのできない宿命ではありますが、未来の子どもたちが私たちと同じような悲劇にあうことがないように、この経験を今後のまちづくりに生かしていくことが、今の私たちの使命です。

このため、東日本大震災で犠牲となられた御霊の慰霊と、今回の教訓を未来に語り継ぐための「災害記憶伝承プロジェクト」に取り組みます。

第5 地域別復興まちづくりの方向性

(1) 地域区分

本市の中で特に東日本大震災の被害が大きかった沿岸部を、特性を踏まえて右図にある3地域に区分します。



(2) 地域別復興まちづくりの方向性

それぞれの地域について、市民アンケートや市民懇談会での意見等を参考にしながら、以下のような方向性を定め復興まちづくりを進めます。

田老地域

【まちづくりの課題】

本地域では、過去幾度大きな津波災害を経験したことから、強固な防災基盤を中心としたまちづくりを進めてきましたが、今回の震災により、「万里の長城」とも例えられた防潮堤が破壊されるなど、一部地域で壊滅的な被害を受けました。

今後は、漁業施設、水産加工施設の復旧を進め、豊かな海の恵みを活かしたつくり育てる漁業を一層推進し、自然に育まれた資源と魅力を生かした安全な地域としての再建が求められます。また、三陸北縦貫道の整備に併せた、新たなまちづくりが期待されます。

【復興まちづくりの方向性】

住環境の整備に当たっては、被災前のコミュニティに配慮しながら、高台移転も含め安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を推進します。

また、三陸北縦貫道及びそのインターチェンジの整備による交流人口の増加が図られるよう、豊かな自然資源や水産資源を活かした産業復興の推進と、津波災害の歴史を後世に伝えるための施設を整備するなど、地域の魅力を高める取り組みを行います。

宮古地域

【まちづくりの課題】

本地域は、宮古広域生活圏や三陸地方拠点都市地域の中心として、都市基盤の整備や地域内の各産業の振興を図ってきました。今回の震災により、地域の中心に位置する商業施設の集積地域の多くが浸水による被害を受けました。また、魚市場をはじめとした水産関連施設が集中する鯉ヶ崎地区、工業関連企業が位置する赤前地区、その他地域内に点在する観光関連施設も含め、多くの産業基盤が甚大な被害を受けました。

また、産業基盤の周辺に位置していた住宅の多くが流出したことから、安全な地域への住宅再建用地の早急な整備が求められています。

今後の復興に当たっては、中心部では広いエリアが浸水による被害を受けたことから、浸水防止対策の実施などの復興施策の実施と併せ、新たな都市基盤・商業基盤の整備を検討するなど、地域産業の総合的な振興と計画的な事業の実施が求められています。

【復興まちづくりの方向性】

中心地域においては、浸水防止対策の実施と商店街の復興に向けた取り組みを進めます。また、復興事業の実施に当たっては、街路整備事業の事業実施にも留意し、総合的な都市基盤の整備を図ります。また、住宅再建用地等住まいの確保に当たっては、中心市街地の未利用地の活用や被災地後背地の活用を図るなど、コミュニティにも配慮した住宅地の整備を進めます。

また、「みなとまち」としての特徴を活かした賑わいの形成や、都市機能を集積し、コンパクトで快適なまちづくりを進めます。

重茂地域

【まちづくりの課題】

本地域は、三陸沿岸随一の質と量を誇る豊かな魚介類などの水産資源が豊富で、また世帯の多くが水産業に従事する、典型的な純漁村が点在する地域です。

今回の震災により、各漁港の防潮堤や水産業関連施設などが大きな被害を受けるとともに、道路が寸断されたことにより、孤立した集落が発生しました。

今後は、災害時でも孤立することのない環境づくりを進めながら、住民生活の再建を図るとともに、三陸沿岸随一を誇った水産業の復興が求められています。

【復興まちづくりの方向性】

道路整備による周辺地域とのアクセス向上を図りながら、既存集落内の低利用地や背後地等を活用し、これまでのコミュニティの継続と安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を進めます。

被災した漁港施設や防潮堤の復旧を進め、地域の産業基盤である水産業の復活を目指すとともに、本州最東端という立地特性や豊かな自然を活かした交流人口の増加を図ります。

第6 復興を推進するために

(1) 復興推進にあたっての基本的な考え方

復興に向けた取り組みにあたっては、宮古市震災復興基本方針において定めた以下の4点に配慮します。

- ・市民と行政とのパートナーシップによる参画と協働を基本として進めます。
- ・計画的かつ効率的に事業を進めます。
- ・被災した市民への配慮と公平性を確保します。
- ・状況変化に応じて柔軟に対応します。

(2) 個別取り組み等

復興推進のため、基本的な考え方に基づき以下のような取り組みを行います。

市民等との協働とそれぞれが主体となった取り組みへの支援

復興は、行政主体の事業に加え、市民、NPOなどの市民活動団体、企業・事業者が主体となった取り組みも重要で、年齢や性別を問わない市民全ての力を結集する必要があります。

市民による復興に向けた自助、共助の取り組みや、市民や企業が主体となった協働の取り組みへの支援を行います。

復興推進体制の整備

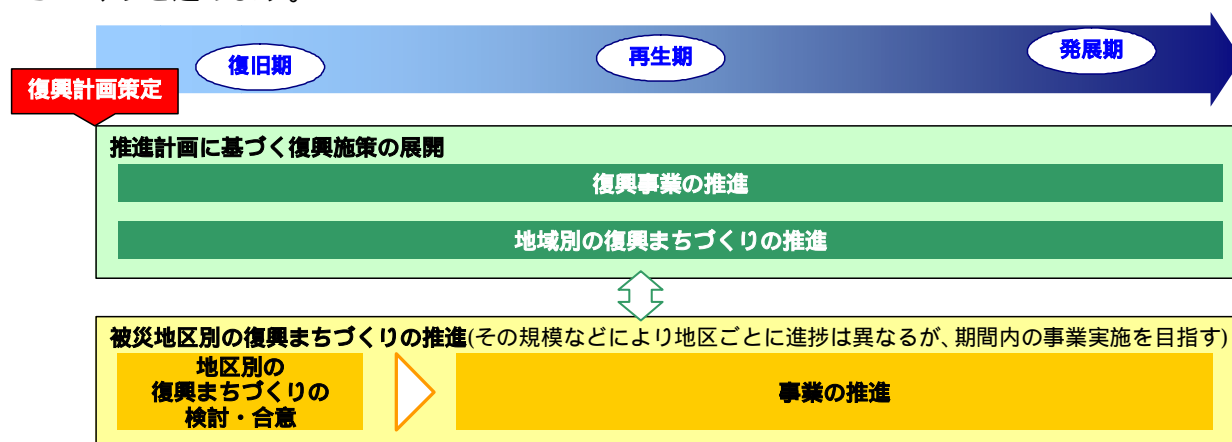
全庁一体となって、計画的かつ効率的な復興事業の展開などに取り組むための復興推進体制を整備します。

国、県等との連携強化

財源の確保や特区制度の活用など、国や県に対しての要望や提案等必要な働きかけを積極的に行います。また、県や県内沿岸自治体との連携を一層強化し、広域的に取り組むべき事業などについては協力・分担するなどして、効果的な復興を目指します。

復興のプロセス

各復興施策は本復興計画の推進計画に基づき展開していくとともに、津波によって特に大きな被害を受けた沿岸地域では、地区ごとに、新たなすまいの確保などを目的とした復興まちづくりを進めます。



復興事業の進行管理

計画的かつ効率的に復興事業を進めるため、推進計画において全復興施策の具体化な推進について検討し、この検討に基づいて多方面にわたる復興事業を総合的・効果的に実施していきます。また、個別事業の取り組み状況や達成度などを勘案しながら、推進計画を毎年見直すことによって、復興事業の進行管理を行うとともに、状況に応じた総合的・効果的な施策展開を図ります。

情報の提供

市民や企業が必要とする情報をあらゆる手段、機会を活用して提供していきます。また、市外からの交流人口の増加につながるよう、本市の正確な被害状況や復旧・復興に関する取り組みなどを市外に向けても積極的に発信します。

